

第24回事務局参考資料

(ESG要素を含む中長期的な持続可能性
(サステナビリティ)について)

令和3年2月15日
金融庁

(1) 総論

①国内の取組み

(1) 菅内閣総理大臣所信表明演説(2020年10月26日閣議決定) 抜粋

【第203回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説】(2020年10月26日)(抜粋)

- 菅政権では、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力して参ります。我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではありません。積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要です。
- 鍵となるのは、次世代型太陽電池、カーボンリサイクルをはじめとした、革新的イノベーションです。実用化を見据えた研究開発を加速度的に促進します。規制改革などの政策を総動員し、グリーン投資の更なる普及を進めるとともに、脱炭素社会の実現に向けて、国と地方で検討を行う新たな場を創設するなど、総力を挙げて取り組みます。環境関連分野のデジタル化により、効率的、効果的にグリーン化を進めていきます。世界のグリーン産業をけん引し、経済と環境の好循環をつくり出してまいります。
- 省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立します。長年続けてきた石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換します。

(1) 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策(2020年12月8日) 抜粋

- 2020年12月8日、新型コロナウイルス感染症の状況と経済の現状を踏まえた新たな経済対策が閣議決定されたが、その中でもグリーン社会の実現についての言及がある。

【国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策(抜粋)】

第2章 取り組む施策

Ⅱ.ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現

1. デジタル改革・グリーン社会の実現

(2) グリーン社会の実現

2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする2050年カーボンニュートラルの実現に向けた挑戦は、我が国の「新しい成長戦略」であり、グリーン社会の実現のために、本経済対策でまずは政府が環境投資で一步大きく踏み込む。そのカギとなるのは、革新的なイノベーションである。再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検を行い、大胆な緩和をするとともに、分野横断的な法的枠組みも含めた必要な制度整備を検討するなど、政策を総動員しながら、中小企業を含め、エネルギー・産業分野における新技術の実装化や研究開発を加速度的に推進していく。

また、「脱炭素社会」「循環経済」「分散型社会」への3つの移行により、経済社会をリデザイン(再設計)し、グリーン社会を実現していくため、新しい需要を創出し、経済社会の変革を図る。また、国際機関等を通じたグリーン化に係る国際的協調を進める。

2050年カーボンニュートラルに向けた革新的な技術開発に対する支援基金

2050年までのカーボンニュートラル目標に向け、我が国の温室効果ガス排出の約85%をエネルギー起源CO₂が占めていることを踏まえ、エネルギー分野の変革や、製造業等の構造転換を図る。

特に、

- ①電化と電力のグリーン化(次世代蓄電池技術等)
- ②水素社会の実現(熱・電力分野等を脱炭素化するための水素大量供給・利用技術等)、
- ③CO₂固定・再利用(CO₂を素材の原料や燃料等として活かすカーボンリサイクルなど)

等の重点分野について、2兆円規模の基金を創設し、具体的な目標年限とターゲットへのコミットメントを示す企業の研究開発を、今後10年間、継続して支援することで、電力、製鉄・化学などのものづくり、自動車などの運輸部門等各分野において革新的技術の早期確立・社会実装を図っていく。

(1) 菅内閣総理大臣施政方針演説(2021年1月18日閣議決定) 抜粋

(グリーン社会の実現)

二〇五〇年カーボンニュートラルを宣言しました。もはや環境対策は経済の制約ではなく、社会経済を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す、その鍵となるものです。まずは、政府が環境投資で大胆な一歩を踏み出します。

過去に例のない二兆円の基金を創設し、過去最高水準の最大十%の税額控除を行います。次世代太陽光発電、低コストの蓄電池、カーボンリサイクルなど、野心的イノベーションに挑戦する企業を、腰を据えて支援することで、最先端技術の開発・実用化を加速させます。

水素や、洋上風力など再生可能エネルギーを思い切って拡充し、送電線を増強します。デジタル技術によりダム発電を効率的に行います。安全最優先で原子力政策を進め、安定的なエネルギー供給を確立します。二〇三五年までに、新車販売で電動車一〇〇%を実現いたします。

成長につながるカーボンプライシングにも取り組んでまいります。先行的な脱炭素地域を創出するなど、脱炭素に向けたあらゆる主体の取組の裾野を広げていきます。CO2吸収サイクルの早い森づくりを進めます。

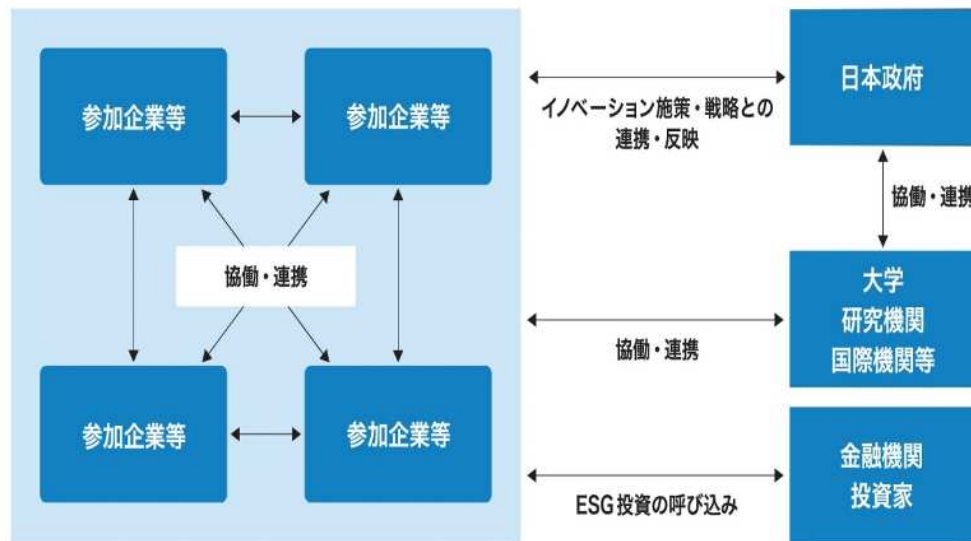
世界的な流れを力に、民間企業に眠る二百四十兆円の現預金、更には三千兆円とも言われる海外の環境投資を呼び込みます。そのための金融市場の枠組みもつくります。グリーン成長戦略を実現することで、二〇五〇年には年額百九十兆円の経済効果と大きな雇用創出が見込まれます。

世界に先駆けて、脱炭素社会を実現してまいります。

(1) 「チャレンジ・ゼロ」(2020年6月8日 日本経済団体連合会)

- 日本経済団体連合会は、脱炭素社会の実現に向けて企業・団体がチャレンジするイノベーションのアクションを国内外に発信し、後押ししていくイニシアティブである「チャレンジ・ゼロ」(チャレンジ ネット・ゼロカーボン イノベーション)を推進。
- 参加企業等は、「『チャレンジ・ゼロ』宣言」に賛同し、それぞれが挑戦するイノベーションの具体的な取組みを公表。
- これにより、脱炭素社会に向けたイノベーションにチャレンジする企業へのESG投資の呼び込みや、イノベーション創出に向けた同業種・異業種・産学官の連携を促進。

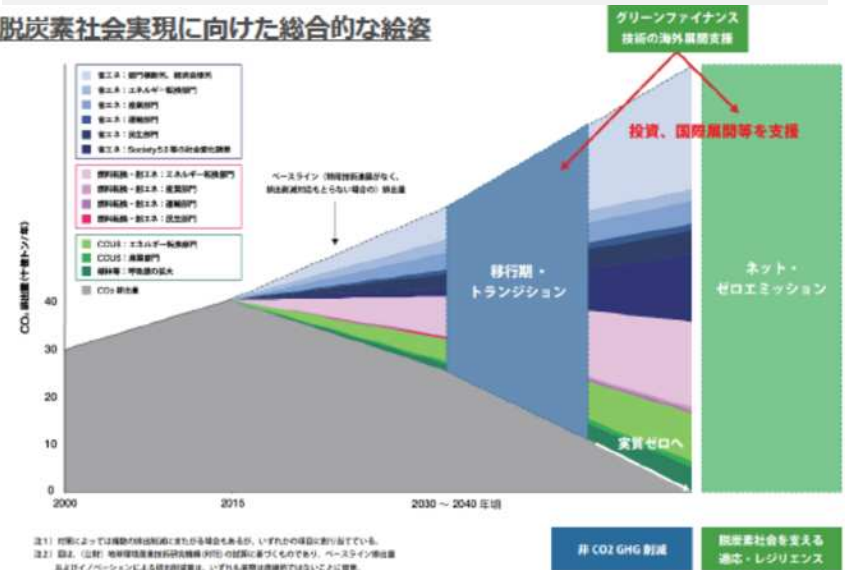
チャレンジ・ゼロを通じたESG投資の呼び込みや連携の促進 (イメージ)



脱炭素社会実現に向けた総合的な絵姿

- 「チャレンジ・ゼロ」で寄せられたイノベーションの社会実装により、下図の通り脱炭素社会へのパスを描く

脱炭素社会実現に向けた総合的な絵姿



注1) 本図によっては複数の排出削減に資する可能性もあるが、いずれかの項目に限り示している。
 注2) 図上、(注)：地球温暖化対策技術の海外展開の促進に資するためであり、ペリスライム削減は
 必ずイノベーションによる研究開発成果、いずれも実装は継続的ではないことに留意。

(1) 「。新成長戦略」(2020年11月17日 日本経済団体連合会)

- 2020年11月、日本経済団体連合会は、「。新成長戦略」を公表し、持続可能な資本主義の確立に向けて、「。新成長戦略」記載のアクションの実行を宣言。

「。新成長戦略」(日本経済団体連合会、2020年11月17日)より抜粋

おわりに

この成長戦略の基本理念である持続可能な資本主義の実現のカギは、DXによる課題の可視化とソリューションの創出、すなわちSociety 5.0の実現である。これを遂行する上で、規制制度改革、すなわち規制制度がイノベーションを阻害しないよう、技術の発達に合わせてアップデートすることと、行政改革、すなわち政府の縦割りを排した総合的見地に立った政策による後押しが不可欠である。また、わが国経済社会が持続可能な成長を遂げるために、中長期的には財政の健全化、社会保障制度の持続性確保を図る必要があることは言うまでもない。政府はここに掲げた重要分野に投資を集中させるワイズスペンディングにより、経済の回復・成長を実現し、財政健全化につなげる道筋を描くべきである。

他方、マルチステークホルダーのひとつである投資家との建設的な対話を推進することを通じて、わが国企業の取り組みを展開・深化させることも求められる。わが国企業は、事業活動を通じた「価値」のマルチステークホルダーとの協創に向けたストーリー構築を含めて、引き続き積極的な情報開示を図るとともに、投資家側も投資姿勢を明確化し、Society 5.0 for SDGsの実現に貢献するESG投資へ深化させることが必要である。併せて、ESG投資における収益と社会課題の解決への評価方法の開発を進め、長期・超長期投資の意義を今まで以上に浸透させることも重要である。

持続可能な資本主義を確立するためには、以上に示した通り、Society 5.0 for SDGsの実現に向けて、企業、国民、政府をはじめとした多様な主体による協創が求められる。経済界は、この成長戦略に掲げたアクションを今すぐできることから着実に実行していくことをここに宣言する。

(1) 日本経済団体連合会・東京大学・GPIFによる共同研究

- 日本経済団体連合会、東京大学、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)は2020年3月26日、共同研究報告書「ESG投資の進化、Society 5.0の実現、そしてSDGsの達成へ」を公表するとともに、Society 5.0 for SDGsの実現に向けた今後のアクションプランに合意。
- 共同研究にあたっては、課題解決イノベーションを推進する企業や大学、スタートアップ等に中長期の安定的な資金が向かうことへの重要性が認識共有された。

報告書では、(1) Society 5.0の理解の現状とその向上策(2) 経済効果・社会的効果(3) Society 5.0推進企業の情報開示の方向性(4) 投資環境の整備——について具体的方策を提示している。特に(2) 経済効果・社会的効果に関する試算では、Society 5.0が実現した場合、2030年に250兆円の成長機会が創出され、名目GDPは900兆円になるとの分析結果を得られている。



報告書の全体像

第1章：検討の背景

- Society 5.0 for SDGsは、4つのメガトレンドをチャンスに変え、経済成長・課題解決を図るコンセプト
- その実現には、企業や大学をはじめ課題解決イノベーションを推進する多様な主体に中長期の安定的な資金が向かい、イノベーション・エコシステム自体が自律的に進化していくことが不可欠
- そこで、現在、グローバルに拡大するESG投資の動きを捉え、それを一層進化させて課題解決イノベーションへの投資を加速し、Society 5.0の実現、そしてSDGsの迅速かつ産業な達成を図る

第2章：Society 5.0の理解の現状とその向上策

目的 Society 5.0の理解の現状を探り、その向上策を考える

手法

- 企業・投資家向けアンケート
- 同アンケート+自然言語処理
- 3者による議論 等

結果

- Society 5.0は、ESG/SDGsと比べて認知度が低い
- Society 5.0をESG投資に加えることで、産業界や課題解決の対象の拡大など、様々な効果をもたらす
- Society 5.0の認知・理解の向上に資するフレームの特定
- 捉えるべき課題、社会実装を期待する投資を特定
- Society 5.0の認知・理解の向上に向けた提案の提示

第3章：経済効果・社会的効果

目的 Society 5.0が実現した場合の経済効果や社会的効果を試算し、そのメリットを明らかにする

手法 野村「2020」(Society 5.0に資する経済を特定し、経済モデルに導入)による試算

結果

- 主な産業分野の成長機会の提示
- 全ての投資が社会実装された場合、産業界全体で250兆円の成長機会(名目GDPは900兆円)が創出される試算

産業分野(産出)	成長機会(名目GDP)
高度サービス業	36.2
ものづくりのデジタル化	28.5
スマートモビリティ	21.3
スマートリビング	18.9
高度エネルギー	19.3

Society 5.0実現に必要な累積投資額は、15年間で844兆円

ESG投資の進化、Society 5.0の実現、そしてSDGsの達成へ



主に社会への正の影響、企業の中長期的な成長に着目

第4章：Society 5.0推進企業の情報開示の方向性

目的 Society 5.0に取り組む企業の情報開示の方向性を定める

手法

- 企業・投資家アンケート+自然言語処理
- ①企業から長期ビジョン等を収集し、②それに対する投資家の評価も収集
- ③、④を自然言語処理し、投資家が求める長期ビジョン等の内容や、表現方法を抽出

結果

- 捉えるべきメガトレンドとして、特にスマートな生活、人口減少、気候変動時が上げ
- 投資家の高評価を得た企業の長期ビジョンに含まれる3つの要素
 - ① 人を起点とする事業展開
 - ② グローバル課題の解決
 - ③ 新たな市場の創出
- Society 5.0実現に向けて企業に求められるアクションプランを整理

第5章：投資環境の整備

目的 Society 5.0実現に向けた投資の環境整備の具体策を定める

手法

- 3者による議論 等

結果

投資環境整備に向けた取り組み例

- 各主体の役割
- 資金提供者は、社会報告書へのSociety 5.0の盛り込み、プロジェクトの形成の推進等
- 資金提供者は、Society 5.0の投資原則等への活用 等
- 大学・スタートアップへの投資促進に向けた具體策
 - 大学は、Society 5.0に関する技術の特定等
 - 投資家などのスタートアップの社会的意義の理解促進 等
- Society 5.0に関する投資手法の具体策
 - メガトレンド指数やDX指標・ESG指標の統合活用等

アクションプラン

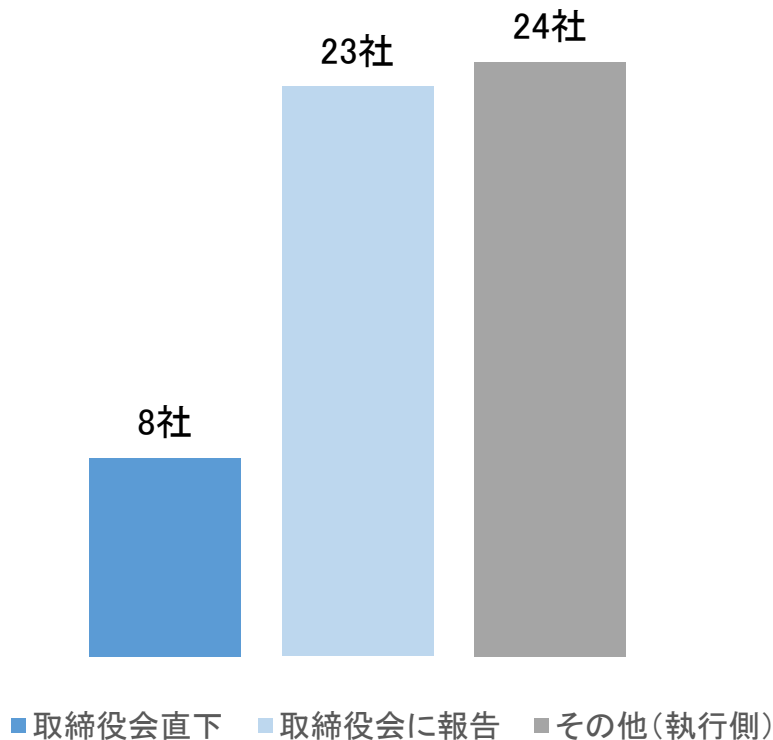
- 経団連・東京大学・GPIFの3者は、Society 5.0 for SDGsへのコミットメントを示すとともに、その実現に向けた具体策として、Society 5.0に関するプロジェクト形成の推進や、エンゲージメントの推進、実現に向けた社会システムの形成などを図る。



(1) サステナビリティ関係の委員会の設置状況

- JPX400の企業のうち、サステナビリティ関係の委員会を設けている企業は55社存在。そのうち、取締役会直下としている企業は8社であり、執行側の機関としている企業は24社である。
- 英国ではFTSE150社のうち、21.3%の企業が、サステナビリティ関係の委員会を取締役会の下に設置している。

サステナビリティ委員会の設置状況(日本)



英: FTSE 150における取締役会
中の委員会の数及び種類

	2019年	2018年
委員会の数		
3委員会	43.3%	42.0%
4委員会	34.7%	37.3%
5委員会	17.3%	16.0%
6委員会	4.7%	3.3%
7委員会以上	0%	1.3%
委員会の種類		
監査	100.0%	100.0%
報酬	99.3%	99.3%
指名	100.0%	100.0%
コーポレート／社会責任／サステナビリティ	21.3%	20.0%
健康・安全・環境	12.7%	11.3%
リスク	17.3%	19.0%

(出所) JPX400対象企業のコーポレートガバナンス報告書を対象としたHRガバナンス・リーダーズ(株)による調査結果に基づき金融庁作成

(出所) Spencer Stuart board index2019(UK)より金融庁作成

(1) フォローアップ会議でのこれまでの意見

- サステナビリティに関連して、フォローアップ会議で提出された意見は以下のとおり。

フォローアップ会議でのご意見

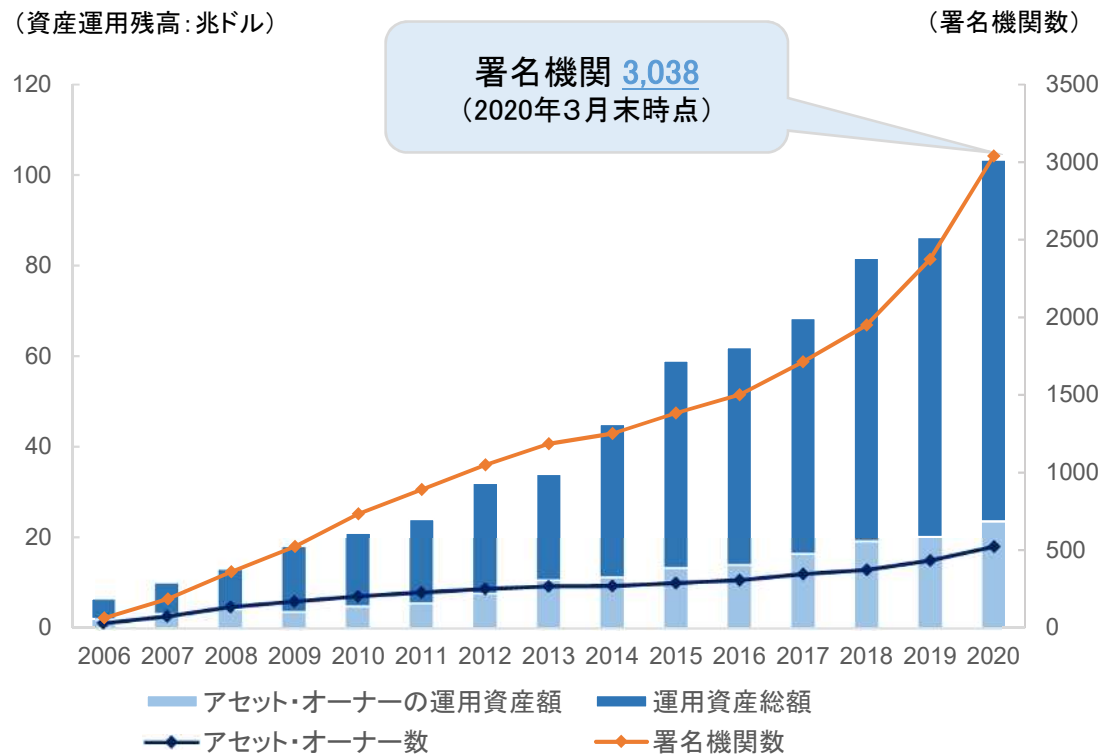
- 今後はサステナビリティについても、執行に任せるだけではなく、サステナビリティ委員会を設けるなど、取締役会で議論する機会を持ち、サステナビリティの観点から執行を監督していくことが必要となっている。
- 多様な人材で意味のある議論が展開されるように、器としてのサステナビリティ委員会といったものをきちんと置くということも、この段階で検討すべき。海外では設置がある程度当たり前になりつつあり、ヨーロッパ型のような監督機関側に置くということにこだわる必要はないが、執行側にもサステナビリティ委員会というものをきちんと置いて、多様な人材で議論する。そのためのサステナビリティ委員会の話もきちんと今回議論の俎上に上げて、明記すべき。
- 「ステークホルダーガバナンスやサステナビリティが、不適切な経営を覆い隠し、必要な変化を阻害するための隠れ蓑になれば、経済はより広く損失を被る」とのCIIの見解は、その通りである。
- 昨今サステナビリティというと、どうしてもESGの話題、環境問題等にいきがちだが、それに企業が関わっていくためには、そもそも企業自体がサステナブルでないといけないため、企業のサステナビリティというものをしっかり考える必要がある。短期的には財務的な価値として生まれるが、昨今、特に開示の世界において、非財務情報の開示が重視されており、これは何のためにしているかという、企業の将来の価値、将来的な企業自体のサステナビリティというところにつながってくると思う。したがって、こういう企業自体のサステナビリティを少しプッシュしてあげるような施策、あるいは検討というものがガバナンス・コードでは必要。

② 国際的な動向

(1) 責任投資原則(PRI)

- 2006年4月、コフィー・アナン第7代国連事務総長の提唱により、国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)及び国連グローバル・コンパクト(UNGCC)とのパートナーシップによる投資家イニシアティブ「責任投資原則(PRI)」が打ち出され、ESG投資のコンセプトが示された。
- PRIは、投資家に対し、企業分析・評価を行う上で長期的な視点を重視し、ESG情報を考慮した投資行動をとることなどを求めており、PRIの署名機関数は一貫して増加傾向にある。

PRIの署名機関数等の推移



(出所)PRIの公表データより金融庁作成

PRI6原則

1. 投資分析と意思決定のプロセスにESGの課題を組み込む。
2. 活動的な(株式)所有者になり、(株式の)所有方針と(株式の)所有慣習にESG問題を組み入れる。
3. 投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求める。
4. 資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるよう働きかけを行う。
5. 本原則を実行する際の効果を高めるために、協働する。
6. 本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告する。

(1)「持続可能な開発目標」(SDGs)

□ 2015年9月の国連総会において、17のゴール・169のターゲットから成る国際開発目標として、「**持続可能な開発目標**」(Sustainable Development Goals: **SDGs**)が採択。途上国のみならず、先進国も取り組むべき目標とされた。

持続可能な開発目標(SDGs)の詳細

持続可能な開発目標(SDGs)の詳細

 <p>目標1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>目標2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>目標9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	 <p>目標10 [不平等] 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
 <p>目標3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>目標4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>目標11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p>目標12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
 <p>目標5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	 <p>目標6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p>目標13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	 <p>目標14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>目標7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>目標8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	 <p>目標15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	 <p>目標16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
		 <p>目標17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	

(出所)金融庁「利用者を中心とした新時代の金融サービス
～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～(令和元年度)」(令和元年8月公表)

(1)カーニー・イングランド銀行前総裁の講演(グリーン・ホライゾン・サミット(2020年11月9日・ロンドン))

- 2020年11月にロンドンで行われたカーニー・イングランド銀行前総裁の講演では、COP26に向け、ネットゼロ炭素経済への移行に民間金融が果たす役割の重要性が強調された。
- 3つの“R”と1つの“M”: ①Reporting、②Risk management、③Return、④Mobilizationが示され、ネットゼロへの移行に必要な民間資金を促進。

Reporting (開示)

TCFDの枠組みを実行し、気候関連の開示の量と質を向上

- 民間セクターに対し、引き続きTCFD提言に基づく任意開示を推奨
- 他方、比較可能でdecision-usefulな開示の実現のため、当局やSSBIによる、TCFD提言に基づく気候関連情報の開示の義務化に向けた道筋の作成を奨励

(注)同日、スナク英財務大臣が2025年までのTCFD開示義務化を公表。

Risk Management (リスク管理)

企業・投資家・当局が気候変動リスクを測定・管理

- NGFSシナリオに基づくシナリオ分析の実施や監督上の期待の公表
- データギャップの特定
- 保険セクターによる物理リスク分析の向上
- 国際機関に以下を奨励
 - IMFによるFSAPの実施
 - BCBSやIAISの健全性基準の見直し
 - FSBの金融安定性分析

Return (投資機会)

企業・投資家がネットゼロ炭素社会への移行における投資機会を特定

- 企業・機関投資家によるネットゼロへの移行計画の作成・開示
- 資本の出し手である金融機関に、以下を奨励
 - 投資先の移行計画の信頼の評価
 - ネットゼロへのコミットメントとネットゼロへの移行に沿ったポートフォリオの構築

Mobilization (資金の動員)

新興国や発展途上国における民間資金を促進

- 投資適格なプロジェクトのパイプラインを構築
- 開発銀行に対し、パリ協定の目標に沿った行動を奨励
 - 自行の投資のグリーン化の促進
 - 2030年までにリスクを軽減し、民間セクター投資を可能にする
- 新しい商品設計や市場構築

(1) サステナビリティに言及のある海外のコーポレートガバナンス・コード①

□ 海外のコードでは、サステナビリティに関する取組みや開示に言及があるものが存在。

日本のコーポレートガバナンス・コードの適用開始(2015年)前から記述があるコードの例

OECD	シンガポール	マレーシア	ICGN
<p>【2004年】 (V 開示及び透明性) A 以下の事項(これに限定されるものではないが)についての重要情報は開示されるべきである。 2 会社の目標 商業的な目標に加えて、会社が、ビジネス倫理、環境やその他の公共政策へのコミットメントに関する方針を開示することは奨励される。こうした情報は、投資家やその他の情報利用者が、会社と会社が活動する社会との関係や、会社が自身の目標を実施するために如何なる段階を踏んでいるのかをより適切に評価するために重要であろう。</p> <p>【現行(2016年)】 (V 開示及び透明性) A 以下の事項(これに限定されるものではないが)についての重要情報は開示されるべきである。 2. 会社の目標及び非財務情報 商業的な目標に加えて、会社が、ビジネス倫理や環境、そして会社にとって重要であれば、社会問題、人権問題その他の公共政策へのコミットメントに関する方針及び取組状況を開示することは奨励される。(以下、2004年版と同様)</p> <p>(注) 和訳は金融庁による仮訳。</p>	<p>【2012年】 (取締役会による業務の執行 原則1) (ガイドライン1. 1) 取締役会の役割は以下のとおりである。 (f) 環境要因や社会要因といったサステナビリティに関する課題を、戦略的目標の一端として考えるべき。</p> <p>【現行(2018年)】 2012年時の記述は削除。サステナビリティに関する原則はなし。</p>	<p>【2012年】 (Recommendation 1.4) 取締役会は、会社の戦略がサステナビリティを促進するようにすべきである。 (Commentary) 取締役会は、サステナビリティを促進するための会社の戦略を策定すべきである。サステナビリティを支える事業のESG(環境・社会・ガバナンス)の側面に注意を払うべきである。ESGの側面と様々な利害関係者の利益のバランスをとることは、投資家の認識と社会的信頼を高めるために不可欠である。取締役会は、会社がこれらの方針とその実施状況を年次報告書やウェブサイトで開示することを確保すべきである。</p> <p>【現行(2017年)】 (ガイダンス 1. 1) 全ての取締役は、取締役としての責任と会社の行動、事業活動、発展を常に把握しておく必要がある。取締役会が会社の目標と目的を達成するためにその責任を果たすために、取締役会は特に以下のことを行うべきである。 ・ 会社の戦略計画が長期的な価値創造をサポートし、サステナビリティを支える経済的、環境的、社会的配慮に関する戦略を盛り込んでいることを確認する。</p>	<p>【2014年】 (セッションA 取締役会 1. 2 責務) 取締役会は、株主および関係するステークホルダーに対して説明責任を負い、長期にわたり[会社の]持続的な企業価値を創造・維持する責務を負う。その役割を有効に果たすため、取締役は以下の活動を行うべきである。 b) 会社のガバナンス・環境・社会問題への対応の実務の有効性をモニターし、関連する法令を順守する。</p> <p>【現行(2017年)】 (原則1 取締役会の役割と責務) (1. 1 責務) 内容は2014年の(1. 2 責務)と同様。</p> <p>(原則5 リスクの管理) (5. 2 包括的なアプローチ) 取締役会は、財務リスク、戦略上のリスク、オペレーショナル・リスク、環境リスクおよび社会的リスク(当該リスクの政治的、法的な悪影響を含む)、並びにレピュテーション(名声)への影響を含む重大なリスクの監視において包括的なアプローチを採用すべきである。重要なことは、リスク許容度(risk appetite)に対し取締役会が同意し、わかりやすい用語で一般に周知させるよう努めることである。</p>

(1) サステナビリティに言及のある海外のコーポレートガバナンス・コード②

□ 海外のコードでは、サステナビリティに関する取組みや開示に言及があるものが存在。

日本のコーポレートガバナンス・コードの適用開始(2015年)後にコードに記述が入った例

英国	フランス(Afep_Medef-Code)
<p>【2018年】 (1. 取締役会のリーダーシップ及び会社の目的) (原則A) 成功している会社は、実効的かつ企業家精神に富む取締役会によって導かれるべきである。その役割は、企業の長期的なサステナブルな成功、株主の価値の創出、より広い社会への貢献を促進する。</p>	<p>【2018年】 (1. 取締役会の使命) (1-1 後段) 取締役会は、法令で定められた職務を遂行し、常に企業の利益のために行動する。企業活動の社会的・環境的側面を考慮し、企業の長期的な価値創造を促進するよう努める。</p> <p>(1-4) 市場の発展、競争環境、社会的・環境的責任の分野を含め、当社が直面している最も重要な側面についても情報を得る。</p> <p>(1-5) 取締役会は、定めた戦略に関連して、財務、法務、事業、社会、環境リスクなどの機会とリスク、およびそれに応じて取られた措置を定期的に見直す。そのために、取締役会は、その任務を遂行するために必要なすべての情報、特に執行役員からの情報を受け取る。</p>

(注1) 和訳は金融庁による仮訳。

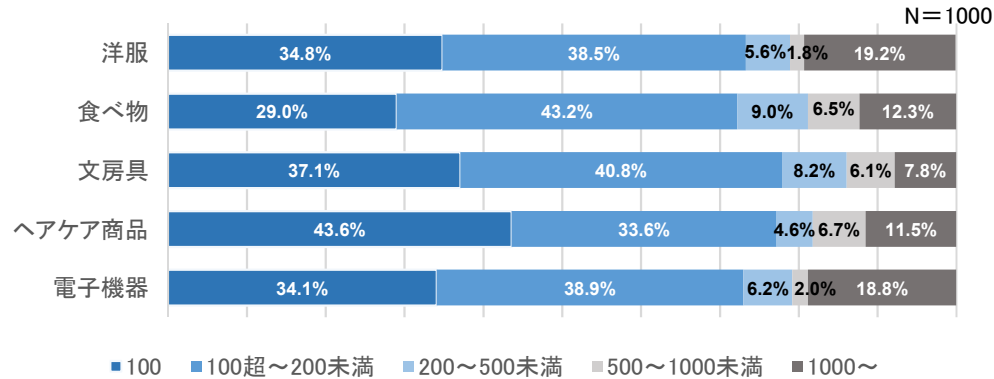
(注2) ドイツのコードには、サステナビリティに関する原則が存在しない。

③人々の意識や行動様式の変化

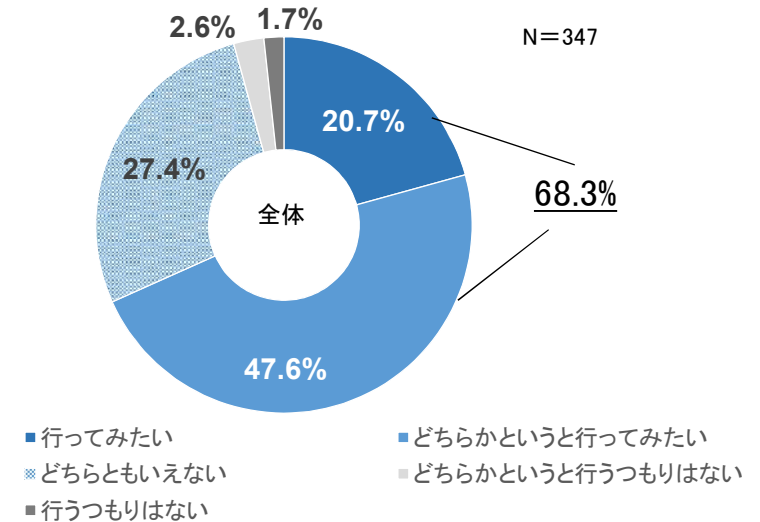
(1) Z世代の意識

- 最近では日本でも、特にZ世代と呼ばれる若年層を中心に、環境問題や社会課題へ取り組む企業への需要が高まりを見せている。
- 半数以上の若者が環境問題や社会問題に取り組む企業の商品には、普通よりも高い値段を支払ってもよいと考えており、投資への意欲がある若者のうち、環境問題や社会課題に取り組んでいる企業への投資の意欲を持つ若者は全体で約7割。
- 環境問題や社会課題に取り組んでいる企業で働く意欲がある若者は、男子で約4割、女子で約5割。

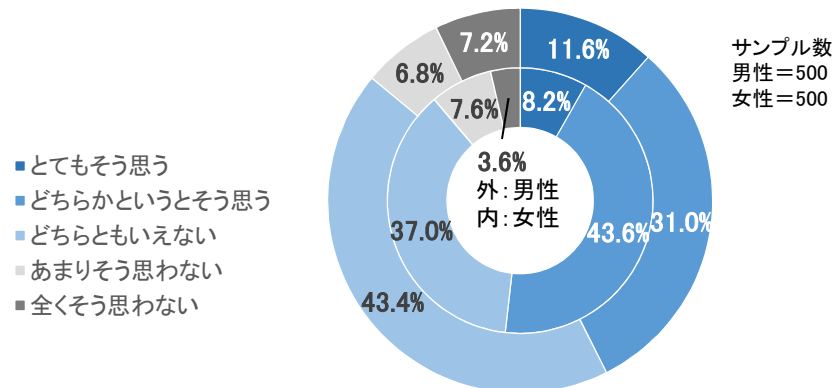
環境問題や社会問題に取り組む企業の商品に支払える金額
(普通の商品を100とした場合の数値)



環境問題や社会課題に取り組んでいる企業への投資の意欲
(単一選択)



環境問題や社会課題に取り組んでいる企業で働く意欲
(単一複数選択)



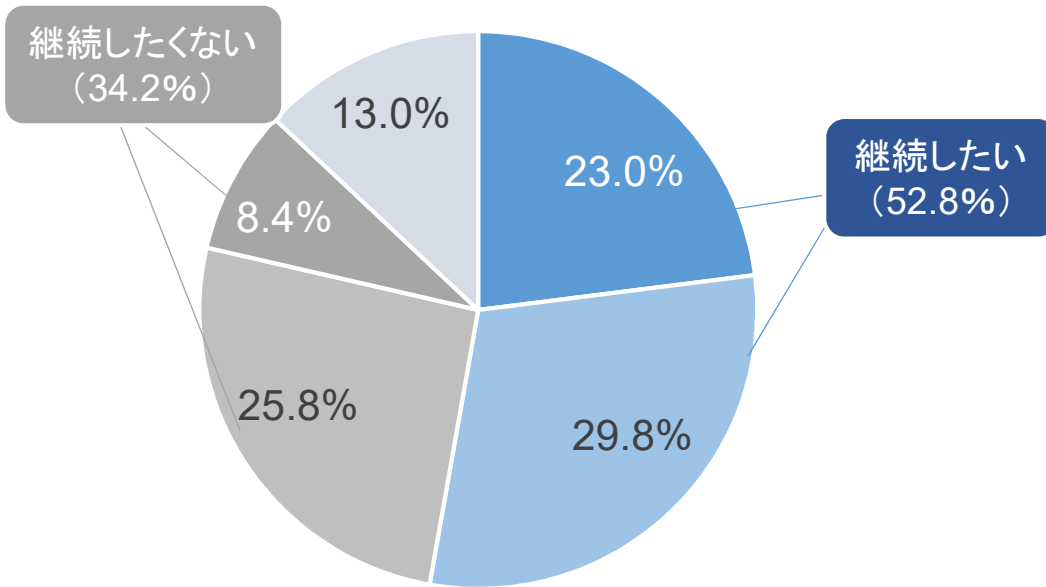
(注)2020年5月8日から5月10日にかけて全国の中学生、高校生、大学生を対象にインターネットによるアンケート調査を実施。集計は中学生300人、高校生300人、大学生400人の計1000人が対象。

(出所)日本総合研究所「若者の意識調査(報告)— ESG およびSDGs、キャリア等に対する意識 —」(2020年8月13日公表)より金融庁作成

(1)人々の価値観・行動様式の変化

□ 今後もテレワークを続けたいとする従業員は52.8%に上る。

テレワーク／リモートワークの継続意向



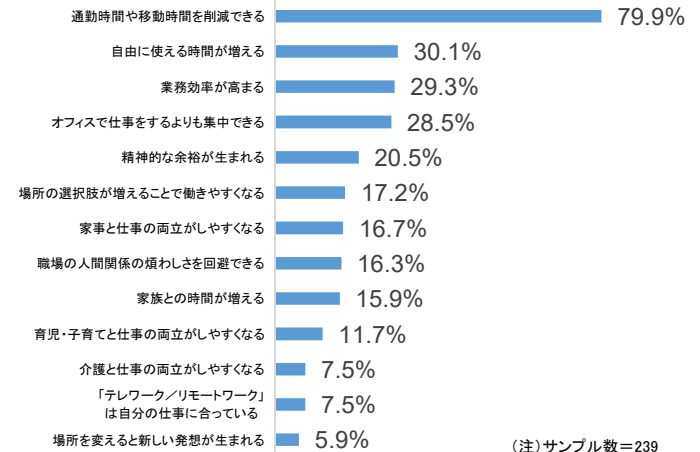
- 現在と同じ頻度で利用したい
- 利用頻度は増やしていきたい
- 利用頻度は減らしたい
- 利用を中止したい
- わからない

(注) サンプル数=453

(注) 従業員規模10名以上、経営者・役員を含む雇用者(正社員)、20歳以上のホワイトカラー職種を対象。調査時期は2020年4月7日~10日。インターネットにより調査。

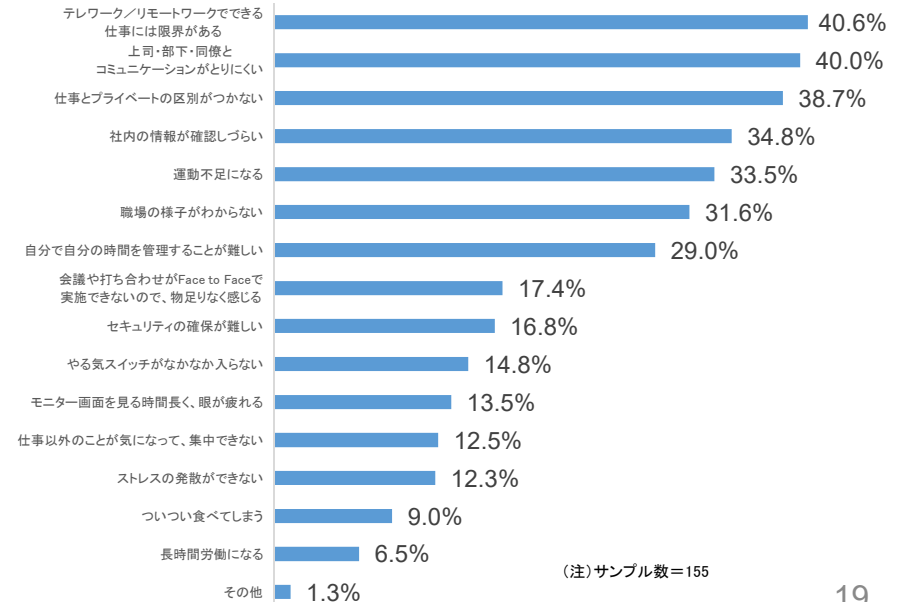
(出所) (株)NTTデータ経営研究所/NTTコムオンライン・マーケティング・ソリューション「緊急調査:パンデミック(新型コロナウイルス対策)と働き方に関する調査」(2020年4月20日)より金融庁作成

継続したい理由



(注) サンプル数=239

継続したくない理由

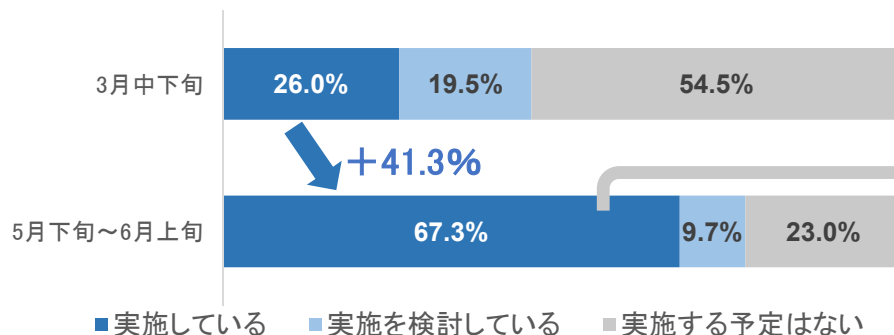


(注) サンプル数=155

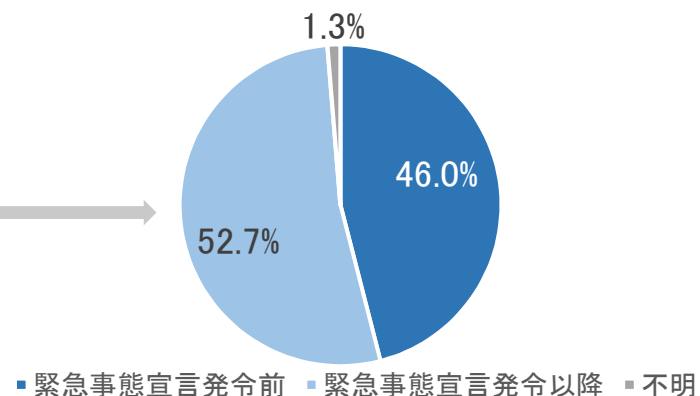
(1) 従業員の働き方の見直しへのニーズの高まりや雇用・人材活用上の課題の顕在化①

□ コロナ以後、テレワークの実施割合が急増。一方、企業規模・業種によってバラつきも存在。

テレワークの実施割合



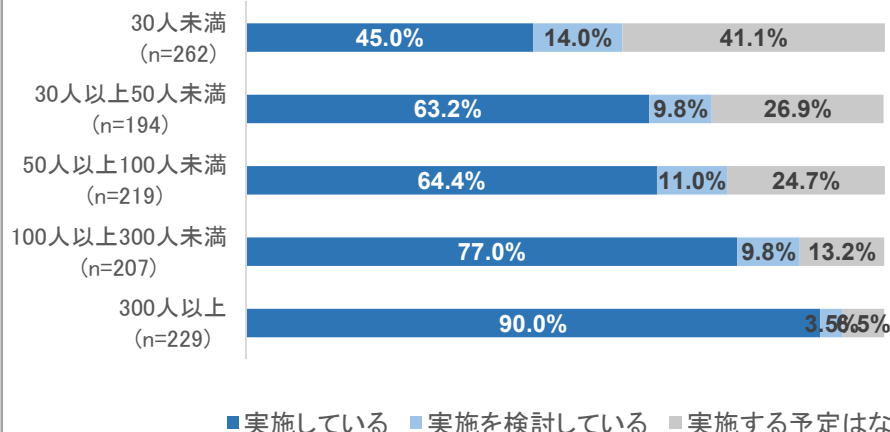
テレワークの開始時期



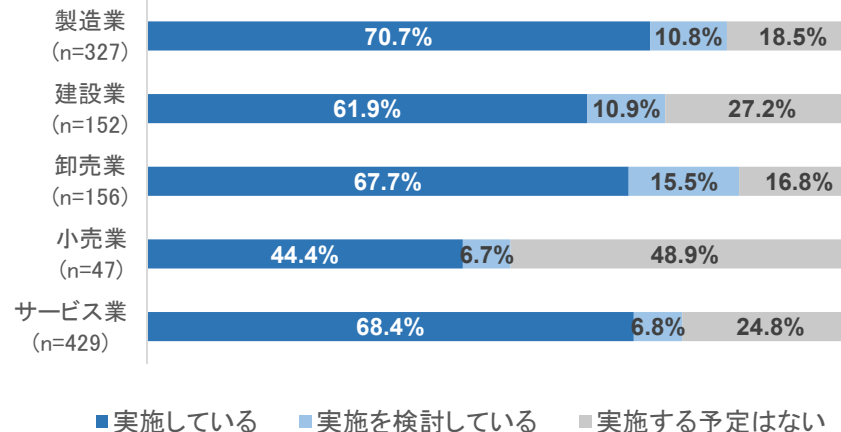
(注)3月中下旬:調査期間は2020年3月13日～31日、回答企業は東商会員企業1,238社(13,297社にFAX・メールにて調査票を送付し依頼)、5月下旬～6月上旬:調査期間は2020年5月29日～6月5日、回答企業は東商会員企業1,111社(12,555社にFAXによる調査票の送付、FAX・メール・WEBによる回答/メールによる調査の配信、WEBによる回答)

(出所)東京商工会議所「会員企業の防災対策に関するアンケート 付帯調査 新型コロナウイルス感染症への対応について」(2020年4月8日)より金融庁作成

従業員規模別



業種別



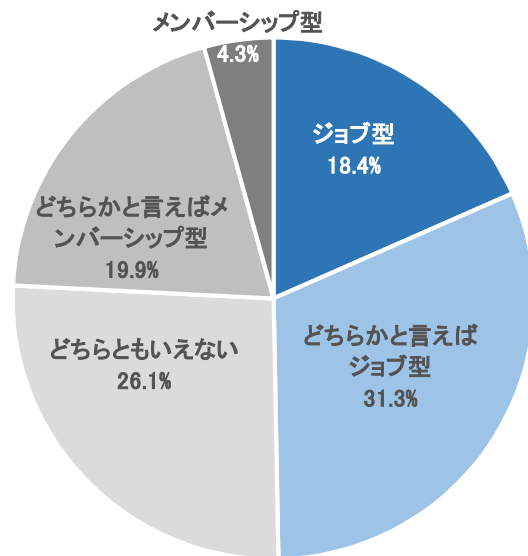
(出所)東京商工会議所「テレワークの実施状況に関する緊急アンケート」(2020年6月17日)より金融庁作成

(1) 従業員の働き方の見直しへのニーズの高まりや雇用・人材活用上の課題の顕在化②

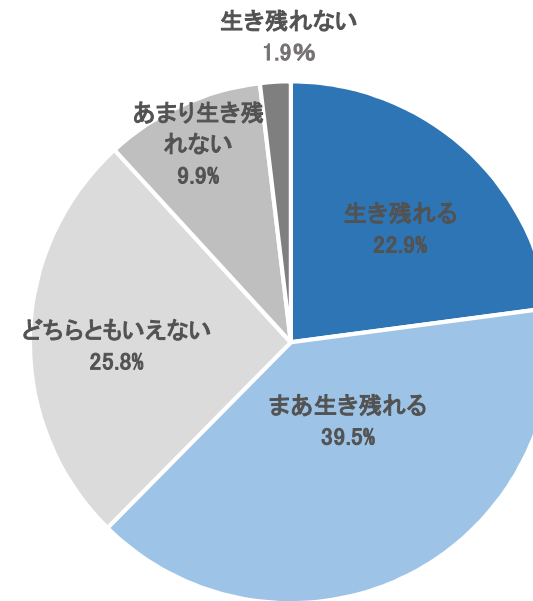
□ 2020年8月時点で、ジョブ型とメンバーシップ型とでは、**ジョブ型を希望する人が半数**存在。

ジョブ型への選好度合

ジョブ型とメンバーシップ型、どちらが好ましいか



ジョブ型に移行した場合、生き残れると思うか



(注1) 2020年8月18日から8月22日にかけて、インターネットで実施。1,107人から回答を得た。男性77.4%、女性22.6%。30代以下14.5%、40代34.1%、50代50.9%、60代以上0.4%。在宅勤務経験者が77.6%を占めた。

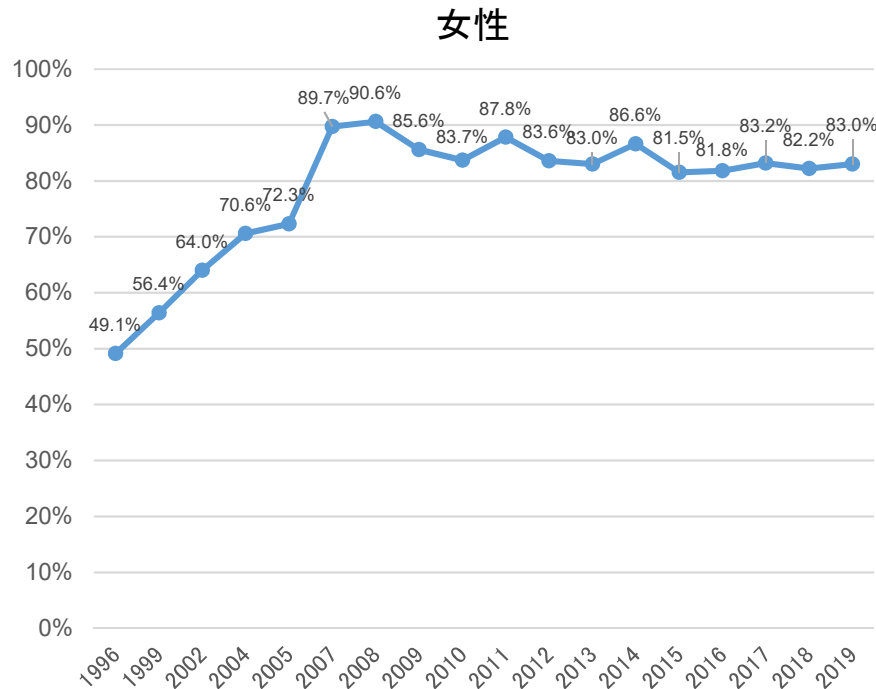
(注2) ジョブ型雇用＝仕事を基準に人を割り当てる雇用形態
メンバーシップ型雇用＝会社に最適化された人材を育成する雇用方法

(出所) 日経ビジネス及び日経BPコンサルティング「新型コロナウイルス感染拡大に伴う働き方の変化に関する調査」より金融庁作成

(1) 社内のダイバーシティ、人材育成、社内環境整備

- 育児休業取得率は、近年、女性は8割台で推移している一方、男性は低水準ではあるものの上昇傾向にある(2019年度:7.5%)

育児休暇取得率の推移



(注1) 育児休業取得率＝出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)の数/調査前年の9月30日までの1年間の出産者(男性の場合は配偶者が出産した者)の数

(注2) 2010年度までは、調査前年度1年間。

(注3) 2011年度の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

(出所) 厚生労働省「令和元年度雇用均等基本調査」(2020年7月31日公表)より金融庁作成

(1) コロナ後の経済社会における働き方や雇用制度に関する意見

- 金融庁において実施したヒアリングによれば、働き方や雇用制度の見直しに関しては、
- 投資家からは、人的資本投資の在り方を見直すべきであり、生産性向上をターゲットとした変革が必要、といった声や、オープンさを身に着けるためにもダイバーシティが重要になる、といった声が聞かれた。
 - 企業からは、ジョブ型のマネジメントインフラの整備が不十分であったため、今後の課題となる、といった声が聞かれた。

投資家等

- どの企業に聞いても、コロナ後、個々の社員の役割がより重要になると言っており、第二の働き方改革が加速すると感じている。このような急激な変化の中、従業員の状況の把握は、経営陣・取締役会にとって重要になると考える。(再掲)
- サステナビリティについては、従業員の安全、社会の安定にいかに関業も貢献するかなど従来以上にSの重要性がフォーカスされるのではないかと考えている。(再掲)
- 人的資本投資(時短中心の働き方改革ではなく、モチベーション、アイデア開発、生産性向上をターゲットとした変革)が必要。
- Diversity & Inclusion(女性登用だけでなく外国人も含む多様なバックグラウンド。日本企業がガラパゴスにならないオープンさ)が必要。(多様性に接していないと多様性の広さがわからないD&Iの“鶏と卵”問題)

企業

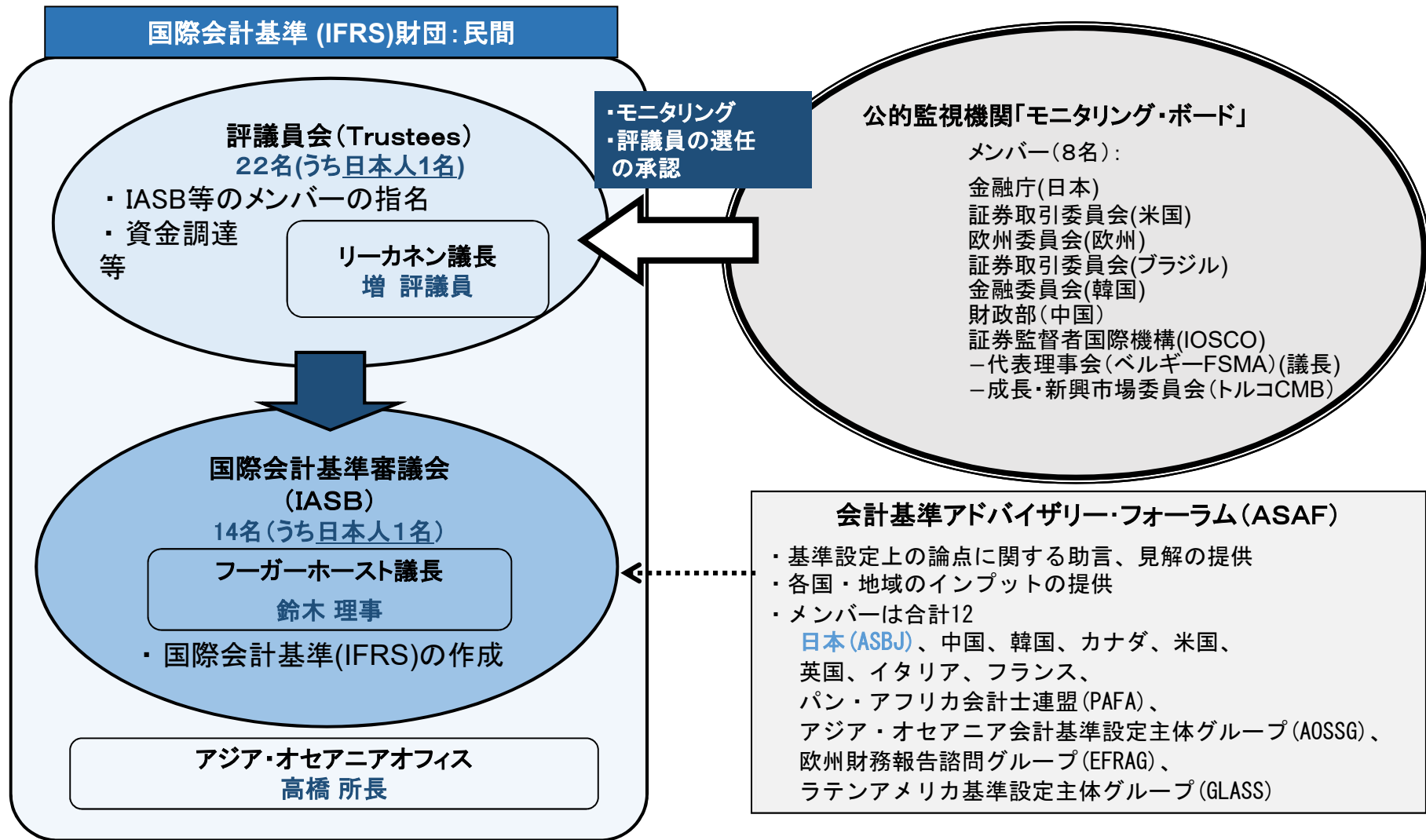
- 新しい働き方が求められていく中で、例えば内部監査の実施方法やこれまでビジネスマナーとされてきたface to faceの営業活動など、これまでの業務運営を見直していく必要がある。
- ジョブ型のマネジメントインフラの整備が不十分なままにコロナに突入してしまったという点は今後の課題。

(注) 第20回フォローアップ会議事務局参考資料より、ヒアリング内容を一部抜粋。

(2) サステナビリティに関する開示

①非財務情報の開示に関する国際的枠組み

(2) IFRS財団の組織について

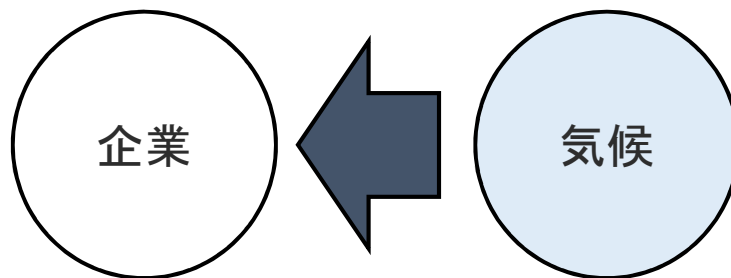


(2) シングルマテリアリティ・ダブルマテリアリティのイメージ(例: 気候関連情報の報告)

財務における重要性

- 企業の発展、業績、財政状態等、投資者が意思決定するために必要な範囲の情報を報告(シングルマテリアリティ)
- 報告の主な対象者:
投資者などの財務諸表利用者

例: 気候関連情報

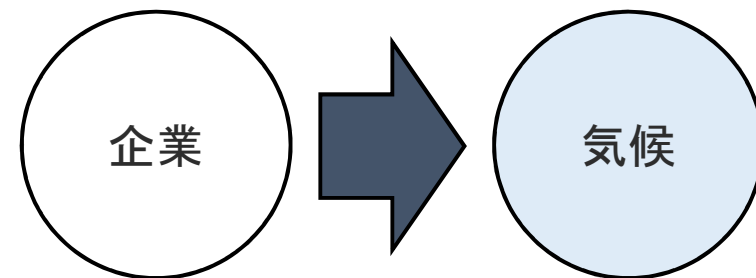


気候変動が企業に与える影響

環境及び社会における重要性

- 左記に加え、企業活動の影響を報告(ダブルマテリアリティ)
- 報告の主な対象者:
投資者に加え、消費者、市民社会、従業員等幅広い

例: 気候関連情報



企業が気候変動に与える影響

企業が気候変動に与える影響は財務的にも重要性がある可能性がある。

(2)IFRS財団へのコメントレーターにおける日本経済団体連合会の主な主張

- 日本経済団体連合会 金融・資本市場委員会ESG情報開示国際戦略タスクフォースは、2020年12月18日、IFRS財団がグローバルなサステナビリティ報告基準の開発を行うことを支持したうえで、IFRS財団がSSBを設置することとなった暁には、これまでのIFRSの開発と並行して、サステナビリティ報告基準の開発に積極的に貢献する用意があることを表明している。
- そのほか日本経済団体連合会の主な意見は以下のとおり。

- (1) IASBと同程度の数のSSBメンバーを最低限確保するとともに、IASBのメンバー構成を参考に多様な国・地域・バックグラウンドから選出すべきである。
- (2) SSBの基準開発に対する資金拠出の協力を各国に求めるのであれば、IFRS財団において、資金面の負担軽減の努力を行うことが前提となる。SSBメンバーの数をIASBと同程度確保しつつ、資金面の負担軽減を行うためにSSBメンバーの多くを非常勤とすることや、ボード会議等をオンラインで行うといった合理的対応を検討すべきである。
- (3) 各企業の開示の柔軟性を高めるため、SSBがサステナビリティ報告基準を開発する際には、細則主義ベースは避け、IFRSと同様、原則主義ベースに基づくべきである。
- (4) 気候変動に最も高いプライオリティーを置いて国際的に調和された基準開発を進めるべきである。
- (5) SSBは、投資家にとって重要な情報である「非財務要素が企業の価値創造に与える影響」についての開示(シングル・マテリアリティ)にまずは注力すべきである。
- (6) サステナビリティ情報についての監査・保証の必要性や手続きは、国際的にコンセンサスが得られているとはいえないことから、導入に向けた議論を拙速に行うべきではない。

②欧米のサステナビリティに関する 開示の現状

(2) 海外のサステナビリティ開示を巡る動き

□ 欧米では、気候変動に加え、人権尊重、腐敗・贈収賄防止など、サステナビリティに関する幅広い情報の開示を企業・金融機関に求める動きがみられる。

	欧州		米国
	<企業向け開示規制(NFRD)(注1)>	<金融機関向け開示規制(SFRD)(注2)>	<Regulation S-K>
環境 (E)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境保護 (汚染防止及び管理、エネルギーの使用による環境影響、直接及び間接の大気への排出物、自然資源の使用と保全及び関連する生物多様性の保全等) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 温暖化ガス ■ エネルギー・パフォーマンス ■ 生物多様性 ■ 水 ■ 廃棄物 	<p>項目の指定や例示はなし (ただし、米当局は気候関連情報開示に関するガイドラインを策定)</p>
社会 (S)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会的責任・従業員 (ILO基本条約の実施、多様性問題(ジェンダーや雇用と職業の均等待遇等)、雇用問題(従業員への相談プロセス、雇用と労働条件等)、人材マネジメント、職場の衛生と安全等) ■ 人権の尊重 (人権尊重に係るコミットメントの表明の実施、人権デューデリジェンス、プロセスや実施した人権侵害防止策に係る重要な開示(例えば、サプライチェーン上の事業契約での人権問題への取組み方法)等) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会・従業員 (ILO憲章の実行、ジェンダー・ペイ・ギャップ、過剰なCEOペイ・レシオ、取締役会のジェンダー・ダイバーシティ、不十分な内部通報者の保護、現場でのアクシデントの保護ポリシーをもたない企業への投資) ■ 人権 (人権ポリシー、デューデリジェンス、人身売買を防止するプロセスと手段、児童労働事故の重大なリスクをもつオペレーションとサプライヤー、強制労働事故の重大なリスクをもつオペレーションとサプライヤー、重大な人権問題が起きた数と性質、伝統的な武器へのエクスポージャー) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ CEOペイ・レシオ ■ 人的資本 (詳細な規定はなく、事業を理解する上で重要な範囲での開示を要求)
ガバナンス (G)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 腐敗・贈収賄防止 (腐敗・贈収賄防止やマネジメント方法、対策に係る体制等) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 反腐敗、賄賂 (反腐敗・賄賂ポリシー、反腐敗・賄賂の基準に反した場合に取られた不十分なアクション数、関連法律違反での有罪数・罰金額) 	<p>特段なし</p>

(注1) 非財務報告指令(2014年制定)。■の項目は同指令で要求される開示項目。括弧内の項目は、同指令に基づき策定された非財務情報ガイドライン(2017)が示す開示が期待される項目。

(注2) サステナビリティ関連開示規制(2019年制定)。■の項目は同規制で要求される開示項目。括弧内の項目は、細則案(2020年4月～9月市中協議を実施)において開示が要求されている項目。

(出所) 各種ホームページ等

(2) 欧州の動向①(欧州委員会のアクションプラン「行動計画」)

- 2018年3月、欧州委員会は「持続可能な成長のための金融に関するアクションプラン」として10の行動計画を公表。
- ①タクソミーの策定は、各行動計画の土台となる最重要課題として位置付けられている。

目的	行動計画	概要
サステナブル投資に向けた資金フローの再構築	① タクソミーの策定	環境面で経済活動が持続可能であるかどうかの分類手法の開発
	② グリーン商品の基準と認証作成	EUグリーンボンド等の基準の策定
	③ サステナブルプロジェクトの投資促進	インフラに関するサステナブルプロジェクトへの支援強化
	④ 投資アドバイスへのサステナビリティの組入れ	投資助言において顧客のサステナビリティ選好を考慮するよう制度改正を検討
	⑤ サステナビリティベンチマークの開発	低炭素ベンチマークの開発
リスク管理におけるサステナビリティの主流化	⑥ 格付け・市場調査へのサステナビリティの組入れ	信用格付の評価においてサステナビリティの考慮を明確化
	⑦ 投資家義務の明確化	機関投資家等に対しサステナビリティをどう考慮しているか開示を義務付け
	⑧ 健全性規制へのサステナビリティの組入れ	気候関連リスクの銀行・保険会社等の資本規制への導入可能性について検討
透明性向上と長期志向の育成	⑨ 企業開示の強化	企業の非財務情報開示ガイドラインをTCFD提言に沿って改訂する等
	⑩ サステナブルなコーポレートガバナンスの促進	市場の短期リターンが企業のサステナビリティ考慮を阻害する懸念に関する調査及び対応の検討

(2) 欧州の動向②(行動計画ごとのスケジュール)

- 2019年12月、欧州委員会は2050年までの気候中立目標の法制化を含む「欧州グリーンディール」を公表。現行のアクションプランは「サステナブルファイナンス戦略」として改訂される予定。
- 投資家及び企業に開示を求める取組みも進んでいる。

各行動計画の進捗状況と今後のスケジュール

	2019年	2020年	2021年	2022年
全体	欧州グリーンディール公表 (19年12月)	サステナブルファイナンス戦略に係る市中協議 (20年4月～7月)	戦略公表 (20年Q4予定)	
1 タクソミーの策定	タクソミー法案の政治的合意 (19年12月)	タクソミー規則制定 (20年6月)	気候変動関連の委任法制定 (20年末)	気候変動以外の項目に関する委任法制定 (21年末)
2 グリーン商品の基準と認証作成	EUグリーンボンド基準に係る報告書の公表 (19年6月)	EUグリーンボンド基準に係る市中協議 (20年6月～10月)	結果公表 (20年Q4予定)	
3 サステナブルプロジェクトの投資促進	中期投資計画“インベストEU”の議会承認 (19年4月)	(2021年～2027年の7年間運用を予定)		
4 投資アドバイスへのサステナビリティの組入れ	法改正案を公表 (19年1月)	修正案を公表 (20年6月)		
5 サステナビリティベンチマークの開発	ベンチマーク規則の改正 (19年12月)	適用開始 (20年4月)		一部基準のみ適用開始予定 (21年末予定)
6 格付け・市場調査へのサステナビリティの組入れ	当局が信用格付会社向けガイドラインを公表 (19年7月)		欧州委がESG格付けに関する調査報告書を公表 (21年1月)	
7 投資家義務の明確化	サステナブル金融開示規則(SFDR)の制定 (19年12月)		適用開始予定 (21年3月)	
8 健全性規制へのサステナビリティの組入れ	規制当局が技術的助言を公表 (19年5月)		規制当局がESGリスク管理・監督に係る文書公表 (20年10月)	投資家の開示
9 企業開示の強化	非財務情報開示ガイドラインの改訂 (19年6月)	非財務報告指令(NFRD)改正の方向性に係る市中協議 (20年2月～6月)	改正案公表 (21年Q1予定)	
10 サステナブルなコーポレートガバナンスの促進	当局が短期主義に関する調査報告書を公表 (19年12月)	欧州グリーンディールの中で提言	法改正の必要性に係る市中協議 (20年10月～21年2月)	結果公表 (21年Q2予定) 企業の開示

タクソミー規制の対象は、現時点では企業開示、金融商品、グリーンボンド等を想定

(出所)各種ホームページ等より金融庁作成

(2) 欧州の動向③(大企業を対象とした非財務報告指令)

- EUでは、2014年に**非財務報告指令(NFRD)**が公表され、非財務情報に関する開示がcomply or explainベースで義務付けられた。その後策定された**ガイドライン(2017年公表)**の中では、**大規模企業に開示することが期待されるサステナビリティに関する項目の例示**が示されている。
- 同指令については、改正の方向性に関する市中協議が実施(2020年2月~6月)されたが、現時点では、具体的な改正案の内容は明らかにされていない。

大規模企業を対象にした非財務報告指令(NFRD^(注))(前頁 9)

(注) Directive 2014/95/EU(2014年公表)
改正が予定されているが、具体案は未公表

対象	<ul style="list-style-type: none"> EU域内で株式や債券を発行する、大規模な公益性を有する企業。従業員500名以上の上場企業、銀行(非上場を含む)、保険会社等
開示媒体	<ul style="list-style-type: none"> 原則マネジメントレポート(別にレポートで公表し、その旨をマネジメントレポートに記載することも可)
開示内容	<ul style="list-style-type: none"> 事業の経過、経営成績、期末の財政状態、事業活動の影響の理解に必要な範囲で、環境保護、社会的責任と従業員の処遇、人権の尊重、腐敗防止・贈収賄防止に関する方針、主要なリスク、非財務KPIなど(方針を持たない場合は要説明(Comply or Explain))

同指令に基づいて策定された**非財務情報ガイドライン(Guidelines on non-financial information)**で、**下記のとおり、開示する際に考慮することが期待されるテーマ別のリストを具体化**(法的拘束力はない)

ガイドライン	環境保護	<ul style="list-style-type: none"> 汚染防止・管理、エネルギーの使用による環境影響、直接及び間接の大気への排出物、自然資源の使用と保全及び関連する生物多様性の保全など
	社会的責任・従業員	<ul style="list-style-type: none"> ILO基本条約の実施、多様性問題(ジェンダーや雇用と職業の均等待遇等)、雇用問題(従業員への相談プロセス、雇用と労働条件等)、人材マネジメント、職場の衛生と安全など
	人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> 人権尊重に係るコミットメントの表明の実施、人権デューデリジェンス、プロセスや実施した人権侵害防止策に係る重要な開示(例えば、サプライチェーン上の事業契約での人権問題への取組み方法)など
	腐敗・贈収賄防止	<ul style="list-style-type: none"> 腐敗・贈収賄防止やマネジメント方法、対策に係る体制など

(2) 欧州の動向④(金融機関等を対象にした開示規制)

- 2019年に、EUの金融機関等を対象としたサステナビリティ関連の開示規制(SFDR)を公表。
- その細則案(2020年9月1日にパブリックコメントの募集を締切)では、開示を求めるサステナビリティに関する項目が詳細に示されている。

金融機関等を対象にした開示規制(SFDR^(注))(前々頁⑦)

(注) EU Regulation on Sustainability-related Disclosure in the Financial services sector (2019年12月公表)

対象	<ul style="list-style-type: none"> 主に資産運用サービスを提供する金融機関等及び金融アドバイザー
開示媒体	<ul style="list-style-type: none"> 多くの項目は自社ウェブサイト(一部の項目は業態別にアニュアルレポートなどの指定あり)
開示内容	<p>【事業体レベル】</p> <ul style="list-style-type: none"> サステナビリティリスクについての方針、サステナビリティへの悪影響、サステナビリティリスクの統合など(原則Comply or Explain。ただし、一定の場合の一部の項目が義務付け) <p>【金融商品レベル】</p> <ul style="list-style-type: none"> サステナビリティへの悪影響、「環境」又は「社会」の促進についての開示、サステナブル投資についての開示など(原則Comply or Explain。ただし、一定の場合の一部の項目が義務付け)

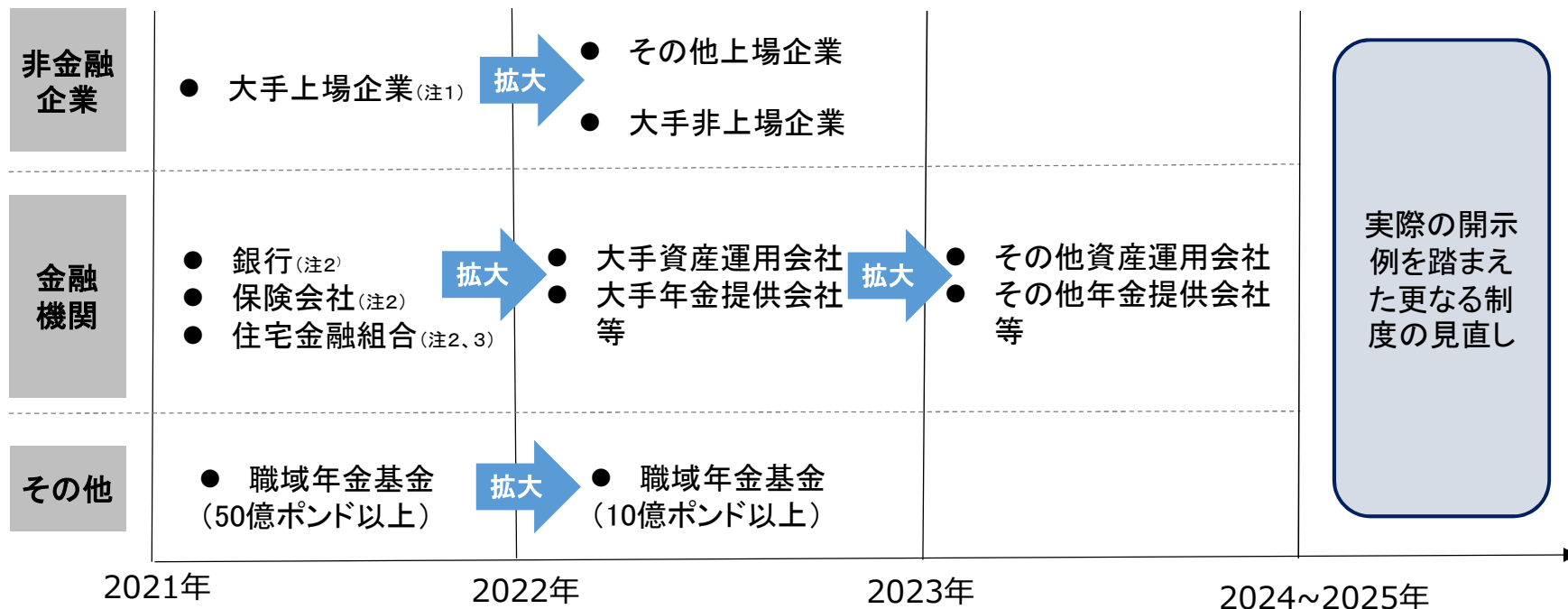
「サステナビリティへの悪影響」について、同規則の細則案では、様式に沿って以下のように32項目の開示が求められている。

細則案における開示項目	温暖化ガス	1 炭素排出量、2 カーボン・フットプリント、3 加重平均炭素排出原単位、4 固体化石燃料セクターエクスポージャー
	エネルギー・パフォーマンス	5 非再生可能エネルギーからの消費の比率、6 非再生可能エネルギーからの消費の内訳、7 エネルギー消費原単位、8 セクター毎のエネルギー消費原単位
	生物多様性	9 生物多様性とエコシステム保護の慣行、10 天然種と保護エリア、11 森林破壊
	水	12 水排出、13 高いストレスの地域へのエクスポージャー、14 未処理排水
	廃棄物	15 危険廃棄物レシオ、16 リサイクルされない廃棄物レシオ
	社会・従業員	17 ILO憲章の実行、18 ジェンダー・ペイ・ギャップ、19 過剰なCEOペイ・レシオ、20 取締役会のジェンダー・ダイバーシティ、21 不十分な内部通報者の保護、22 現場でのアクシデントの保護ポリシーをもたない企業への投資
	人権	23 人権ポリシー、24 デューデリジェンス、25 人身売買を防止するプロセスと手段、26 児童労働事故の重大なリスクをもつオペレーションとサプライヤー、27 強制労働事故の重大なリスクをもつオペレーションとサプライヤー、28 重大な人権問題が起きた数と性質、29 伝統的な武器へのエクスポージャー
	反腐敗・賄賂	30 反腐敗・賄賂ポリシー、31 反腐敗・賄賂の基準に反した場合に取られた不十分なアクション数、32 関連法律違反での有罪数、罰金額

(2) 英国のTCFD提言に基づく開示の義務化に向けたロードマップ

- 2020年11月10日、英財務省は、TCFD提言に基づく開示の義務化に向けた今後5年間のロードマップを公表。英財務大臣は2025年までに完全義務化を目指す旨表明。
- また、当該ロードマップの一環として、英FCA(金融行為規制機構)は上場規則を改訂し、プレミアム市場の上場企業を対象に、コンプライ・オア・エクスプレインベースでのTCFD提言に基づく開示を要求。2021年1月1日以降の会計年度から適用開始。

<ロードマップの概要>



(注1) ロンドン証券取引所のプレミアム区分に上場している企業が対象。

(注2) 上場している場合は上場規則で開示を要求。非上場の場合は、当局による金融監督上の期待として開示を要求。

(注3) 1986年住宅金融組合法に基づいて設立される、住宅を担保とする貸付を主な業務とする預金取扱金融機関。

(出所) 英財務省より金融庁作成

(2)TCFD開示における英国の事例(ロンドン証券取引所上場規則)

- 2020年12月、英FCA(金融行為規制機構)は上場規則を改訂し、プレミアム市場の上場企業を対象に、コンプライ・オア・エクスプレインベースでのTCFD提言に基づく開示を要求。2021年1月1日以降の会計年度から適用開始。

項目	開示が求められる事項
開示項目・開示場所	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>■ TCFD提言で推奨される開示項目(注1)全てを年次財務報告書で開示しているか (9.8.6R(8)(a))</p> </div> <div style="margin-right: 10px;"> <p>No</p> <p>Yes</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■ TCFD提言に基づき開示しているが、一部又は全ての項目を年次財務報告書以外で開示している場合、以下の開示を要求(9.8.6R(8)(b)(i))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年次財務報告書以外で開示している開示項目 ・ 当該開示書類の説明 ・ 当該開示書類で開示している理由(Explain) <p>■ 年次財務報告書あるいはそれ以外の開示書類でも、TCFD提言で推奨される開示項目の全てを開示していない場合、以下の開示を要求(9.8.6R(8)(b)(ii))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開示していない項目 ・ 開示していない理由(Explain) ・ 将来開示を可能とするために取り得るプランやタイムフレーム <p>■ 年次財務報告書の中でTCFD提言に基づき開示している場所 (R 9.8.6R(8)(c))</p> </div> </div>
TCFD提言に関するガイダンスの考慮	<p>■ 上場企業は、TCFD提言に関するガイダンス(注2)を考慮し開示しているか詳細に評価する必要(R 9.8.6B G)</p> <p>■ 英FCAは、開示内容がTCFD提言と一致しているかどうか判断するにあたり、TCFD提言に関する各種ガイダンス等(注3)を考慮する旨明記 (R 9.8.6C G)</p>
開示内容がTCFD提言に沿っているかどうかの判断	<p>■ 上場企業は、利用者が自社の気候関連の問題へのエクスポージャーと対処のアプローチを評価出来るよう、十分に詳細な開示となっているか、自己評価を実施する必要。評価に当たっては、(1)気候関連リスクと機会へのエクスポージャーの程度、(2)気候関連戦略の範囲と目的、の2つを考慮する必要(R 9.8.6D G)</p> <p>■ 英FCAは通常、データ取得やモデリング、分析能力の課題に直面している場合を除き、上場企業に対し、TCFD提言で推奨される開示項目の開示を期待する旨明記 (R 9.8.6E G)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」のうちシナリオ分析を除く項目について

(注1)TCFD最終報告書(2017年6月公表)のセクションCの図4に記載されている提言(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)及び推奨される情報開示(11項目)を指す。

(注2)TCFD最終報告書付属書「気候関連財務情報開示に関する提言の実施に向けて(2017年6月公表)」の中に含まれる、全セクター・金融・非金融向けガイダンスを指す。

(注3)技術的補足文書(2017年6月公表)、リスク管理の統合と開示に関するTCFDガイダンス(2020年10月公表)、及びシナリオ分析に関する非金融企業向けガイダンス(2020年10月公表)を指す。

(出所)Financial Conduct Authority "Proposals to enhance climate-related disclosures by listed issuers and clarification of existing disclosure obligations"(2020年12月21日公表)に基づき金融庁作成 36

(2)TCFD提言で推奨される開示項目

ガバナンス	戦略	リスク管理	指標と目標
気候関連のリスクと機会に係る当該組織のガバナンスを開示する	気候関連のリスクと機会がもたらす当該組織の事業、戦略、財務計画への現在及び潜在的な影響を開示する	気候関連リスクについて、当該組織がどのように識別、評価、及び管理しているかについて開示する	気候関連のリスクと機会を評価及び管理する際に用いる指標と目標について開示する
推奨される開示内容	推奨される開示内容	推奨される開示内容	推奨される開示内容
a) 気候関連のリスクと機会についての、当該組織取締役会による監視体制を説明する	a) 当該組織が識別した、短期・中期・長期の気候関連のリスクと機会を説明する	a) 当該組織が気候関連リスクを識別及び評価するプロセスを説明する	a) 当該組織が、自らの戦略とリスク管理プロセスに即して、気候関連のリスク及び機会を評価する際に用いる指標を開示する
b) 気候関連のリスクと機会を評価・管理する上での経営の役割を説明する	b) 気候関連のリスクと機会が当該組織のビジネス・戦略及び財務計画に及ぼす影響を説明する	b) 当該組織が気候関連リスクを管理するプロセスを説明する	b) Scope1、Scope2及び、当該組織に当てはまる場合はScope3の温室効果ガス(GHG)排出量と関連リスクについて説明する
	c) 2°C或いはそれを下回る将来の異なる気候シナリオを考慮し、当該組織の戦略のレジリエンスを説明する	c) 当該組織が気候関連リスクを識別・評価・管理するプロセスが、当該組織の総合的リスク管理にどのように統合されているかについて説明する	c) 当該組織が気候関連リスクと機会を管理するために用いる目標、及び目標に対する実績を開示する

(注) 青字は定量情報が求められる開示項目

(出所)TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)最終報告書(日本語)等

(2)米国の動向

- 米国では、欧州のように個別にサステナビリティ要素を例示した形で開示を求める規制はなく、SEC登録企業に対し、投資判断に影響を与える「重要な(material)情報」の開示を要請している。
- 従来、発行体の負担増に繋がるとして、ESG開示の強化には慎重であったが、最近では、ESG開示の厳格化を求める声が急速に高まっており、民主党の公約との関係でもバイデン政権では、気候変動を中心に開示規制の強化が予想される。

現行の規則(「重要な情報」を開示させる) ← → ESG要素の開示の基準設定を求める動き

Regulation S-K		Commission Guidance Regarding Disclosure Related to Climate Change
SEC(1977年) (2020年に一部改正)		SEC(2010年)
年次報告書における非財務情報開示		年次報告書への気候変動リスク情報開示
投資判断に影響を与える「重要な(material)な情報」の開示を求める。例えば、 ①事業の説明 ➢ 環境管理設備に対する重要な資本的支出の見積額含む ②法定手続 ③リスク要因 ④MD&A	【2020年8月改正】 「S」に関連して、事業を理解する上で重要(material)な範囲で、人的資本の開示が求められた(詳細は次頁参照)	開示にあたり、企業が検討する必要がある気候変動関連の課題として以下を例示 ①法規制の影響 ②国際的な取決め ➢ 京都議定書など ③規制やビジネストレンドの間接的な影響 ➢ 大量の温室効果ガスを排出する物への需要減など ④気候変動の物理的な影響 ➢ 異常気象、海面上昇など

ESG小委員会の提言案(20年12月)

バイデン大統領の公約

発行体開示に関する推奨事項

- SECは、発行体企業が重要なESGリスクを開示するための基準の採用を求めるべき。
- 既存の開示規則は、重要なリスクが開示されなければならないことは既に非常に明確だが、不足しているのは、これらの開示を行うための一貫した基準である。基準は、①一般に公正妥当と認められた会計原則(GAAP)に類似した権威と拘束力があり、②ESGリスクが重要であるかどうかの意思決定をガイド(サステナビリティ会計基準審議会(SASB)基準を例示)し、③全ての重要なESGリスクに対応したものである必要がある。
- SECは、基準設定者のフレームワークを利用して、重要なESGリスク情報の開示を求めるべき。
- 第三者のESG開示フレームワークを権威ある拘束力のあるものとして指定し、GAAPの下で公布された基準と同等のものとするをSECに推奨。
- SECは、重要なESGリスクが他の財務開示の表示と統合的な方法で開示されることを要求すべき。

- 大統領就任初日(2021年1月20日)にパリ協定に復帰し、各国の目標の野心を高めるための大々的な外交を主導する
- 遅くとも2050年までにネットゼロ目標を達成する
- 公開企業に対し、事業やサプライチェーンにおける気候変動リスクや温室効果ガスの排出量の開示を義務付ける

(出所) 米証券取引委員会(SEC)ウェブサイト、「The Biden Plan for a Clean Energy Revolution and Environmental Justice」より金融庁抄訳

(2) 人的資本に関する米国SECの規則改正

- ❑ 米国証券取引委員会 (SEC) は、2020年8月、**非財務情報に関する規則を改正し、新たに人的資本 (human capital) についての開示を要求した** (適用開始は同年11月9日)。
- ❑ 改正規則における人的資本の開示に関する改正の概要は以下のとおり。

改正の概要

- 改正規則においては、事業を理解する上で重要 (material) な範囲で、人的資本・人的資源についての開示を求めており、プリンシプル・ベースのアプローチを採用している
- SECは、人的資本の管理に係る開示に含まれる指標や目的が、時間の経過や企業の事業展開地域、基本的な事業戦略等により大きく変化する可能性があることを踏まえ、詳細な規定は盛り込まないとした
- 改正規則における人的資本の開示に関する改正の内容は以下のとおり

- 事業の説明 (Description of the business) 箇所において、**事業を理解する上で重要 (material) な限度で、会社の人的資本 (human capital resources) についての開示が求められる**
- 当該人的資本・人的資源には、①**人的資本についての説明 (従業員の数を含む)**、②**会社が事業を運営する上で重視する人的資本の取組みや目標** (例えば、当該会社の事業や労働力の性質に応じて、人材の開発、誘致、維持に対応するための取組みや目的など) を含む

ITEM 1. Business

Human Capital

The Company's key human capital management objectives are to attract, retain and develop the highest quality talent. To support these objectives, the Company's human resources programs are designed to develop talent to prepare them for critical roles and leadership positions for the future, reward and support employees through competitive pay, benefit, and perquisite programs; enhance the Company's culture through efforts aimed at making the workplace more engaging and inclusive; acquire talent and facilitate internal talent mobility to create a high-quality, diverse workforce; and evolve and invest in our employees to ensure they are equipped to meet the needs of our guests and stakeholders.

The Company employed approximately 203,000 people as of October 3, 2020. Our part-time employees, with nearly 1% of the part-time population being seasonal employees, of our employees worked in the Parks, Experiences and Products segment.

Some examples of key programs and initiatives that are focused to attract, develop and retain talent include:

- Diversity and inclusion (D&I). Our D&I objectives are to build teams that reflect a diverse array of voices in our creative and production content.

- Established six pillars that serve as the foundation for our D&I commitments: transparency, accountability, representation, connection, community, and culture.

Created a pipeline of next-generation creative executives from underrepresented backgrounds through programs such as the Executive Incubator, Creative Talent Development and Inclusion (CTDI), and the Disney Launchpad: Shorts Incubator.

人的資本に関する概要や目標、従業員の人数に加え、従業員の内訳や、人材を育成・維持等するための主要なプログラムの内容を開示する例がある

③国内のサステナビリティに関する 開示の現状

(2) サステナビリティ開示に関する国内の開示制度の概要

□ 国内のサステナビリティに関する開示制度の概要は以下のとおり。

日本のESGに関する主な制度(環境関連)

開示制度	制定年	主な対象	概要
地球温暖化対策推進法	1998年	事業者	2006年から、温室効果ガスを一定以上排出する事業者は、 <u>自らの温室効果ガス排出量を算定し、国に報告することを義務付け</u> 。なお、一部の事業者には、省エネ法(注3)でも同様の報告が義務付けられている。
環境配慮促進法(注2)	2004年	特定事業者(注3) 大企業	事業者の <u>自主的な環境配慮への取組を促進すべく、環境報告書の普及促進等のための制度的枠組を整備</u> 。環境報告書の公表は特定事業者は義務、 <u>大企業(注4)は努力義務</u> 。

(注1)省エネ法:エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (注2)環境配慮促進法:環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律
(注3)特定事業者:特別の法律によって設立された法人のうち、国の事務又は事業との関連性の程度、組織の態様、環境負荷の程度、事業活動の規模等の事情を勘案して政令で定める法人。具体的には、独立行政法人、国立大学、日本環境安全事業株式会社などの一定の公的法人。(注4)大企業:中小企業者以外の事業者(特定事業者を除く)

日本のESGに関する主な制度(環境関連以外)

開示制度	制定年	主な対象	概要
女性活躍推進法	2015年	常時雇用者 101人以上の企業	<u>女性活躍に関する状況の把握、課題分析、計画策定、届出等を義務付け</u> 。2020年の改正で301人以上から101人以上に義務の対象が拡大。
企業内容等の開示に関する内閣府令	1973年 (2019年改正)	上場企業	<u>連結会社における従業員数、有価証券報告書提出会社の従業員の数・年齢・平均勤続年数・平均年間給与、1年間における臨時従業員の平均雇用人員(臨時従業員が相当数以上ある場合)、<u>女性役員比率の開示義務付け</u></u> 【2019年改正】 財務情報及び記述情報の充実に向けた有価証券報告書等への記載を改正。「事業等のリスク」に関する開示では、 <u>リスクの顕在化の可能性の程度や時期、事業に与える影響の内容、対応策等の開示義務付け</u> 。

(2) 記述情報の好事例

□ 2019年3月に公表した「記述情報の開示の好事例集」について、投資家・アナリスト及び企業からなる勉強会を開催し、その後公表された有価証券報告書等の中から、経営方針、事業等のリスク、経営者による経営成績等の分析(MD&A: Management Discussion and Analysis)等に関する好事例を収集し、2019年12月に追加・更新。更に新型コロナ、ESGに関する好事例を2020年11月に公表。

- それぞれの開示例では、好事例として着目したポイントを青色のボックスにコメント。
- 好事例集では、有価証券報告書における開示例に加え、任意の開示書類(いわゆる統合報告書など)における開示例のうち有価証券報告書における開示の参考となりうるものも紹介。
⇒ 青色のボックスのコメントを参考に、当該開示例の要素が有価証券報告書に取り込まれることを期待
- 2020年度は、既存の項目に加え、新たに「新型コロナウイルス感染症」と「ESG」に関する項目を追加し、「記述情報の開示の好事例集2020」として公表。
- 開示例には、経営目線の議論や経営者の考えを反映したもの、任意の開示書類における記載を有価証券報告書に取り込んだもの、図表を用いて記載を工夫したもの等あり

目次

1. 「新型コロナウイルス感染症」に関する開示例

2. 「ESG」に関する開示例

記述情報の開示の好事例集 2020

CONTENTS

はじめに ～「記述情報の開示の好事例集」の構成・使い方～

1. 「新型コロナウイルス感染症」に関する開示例 (公表)

2. 「ESG」に関する開示例 (公表)

金融庁
2020年11月6日

(2) 日本でのサステナビリティに関する情報開示の現状①

□ 一部の企業においては、有価証券報告書において、ESGに関連する指標を定量的に記載し、ESG課題についての解決策や目標を経営戦略と関連付けて記載するなどの取組みも進んでいる。

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(2) 前中期経営計画の振り返り

② 非財務目標 (社会価値)

事業を通じた「健康なこころとからだ」、「食資源」、「地球持続性」への貢献を目指し、「環境」、「社会」、「ガバナンス」(E・S・G)の項目に沿って定量的な目標を定めています。

	非財務目標の内容	2017年度実績	2018年度実績	2019年度実績	2020年度目標 ※一部、2020年度以降の目標を掲げています。
社会	うま味を通じてたんぱく質・野菜をおいしく摂取し、栄養バランスを改善します	味の素グループ製品による肉・野菜の摂取量 (日本・Five Stars (注1)) 肉: 720万トン 野菜: 440万トン	肉: 720万トン 野菜: 440万トン	肉: 700万トン 野菜: 430万トン	肉: 年860万トン: 19% (9.7kg/人/年) <対 2015年度+3% (+2.0kg)> 野菜: 年550万トン: 8% (6.2kg/人/年) <対 2015年度+2% (+1.6kg)>
	共に食べる場を増やします。	味の素グループ製品による共食の場への貢献回数 (日本・Five Stars (注1))	60回	60回	70回/世帯/年 <対 2015年度+20回>
	おいしくスマートな調理を実現します。	味の素グループ製品を通じて創出される時間 (日本)	37百万時間	37百万時間	38百万時間/年 (6時間/世帯) <対 2015年度 +7百万時間>
	人々の快適な生活を実現します。	アミノ酸製品 (アミノサイエンス) を通じた快適な生活への貢献人数	1,980万人	1,990万人	2,200万人 <対 2015年度 +400万人>
環境	温室効果ガスの削減: 製品ライフサイクル全体でカーボンニュートラルにします。	温室効果ガスの排出量対生産量原単位	35%削減 (対2005年度)	33%削減 (対2005年度)	39%削減 (対2005年度) 2030年度: 50%削減 <対2005年度>
		再生可能エネルギー比率	23%	24%	2020年度: 28% 2030年度: 50%
		脱フロン	-	-	2025年度: 新規導入100% 2030年度: HFCs保有量極小

環境	フードロスの削減: 2050年までにライフサイクルでフードロスを半減します。	原料受入からお客様納品までのフードロス削減	4%増加	17%増加 (注4)	2%増加	2020年度: 20%削減 (対2016年度) 2025年度: 50%削減 (対2016年度)
	食資源の確保と生態系・生物多様性を含む自然環境の保全: 次世代のための食資源の確保と生態系・生物多様性を含む自然環境の保全に貢献し、持続可能な調達を実現します。	持続可能な調達	パーム油 14%	パーム油 25%	パーム油 25%	2020年度: パーム油・紙100% 2030年度: 課題原料100%
		低資源利用発酵技術・副生物活用・原料代替技術による天然原料使用量削減	79%	79%	79%	2025年度: 100%導入

(3) 新中期経営計画

一 味の素グループのASV経営 一 「2030年の目指す姿と2020-2025中期経営計画」

⑤ 目標とする経営指標

(b) 非財務目標

「環境」、「社会」、「ガバナンス」のESG課題について、特に健康、環境に関する課題解決に注力します。環境課題に対しては、2030年までに温室効果ガスを50%削減し、将来、炭素税等の経済リスク80~100億円を軽減することを最重要対策として取組みます。同時に、水使用量、プラスチック廃棄物、食資源の廃棄量、持続可能な調達に関する重要課題について、ステークホルダーと連携して負荷軽減を進めます。

ESG課題	解決施策	目標	リスク
気候変動	<ul style="list-style-type: none"> 国際イニシアティブへの参加 省エネ、再生可能エネルギー電力利用 新技術による社会への貢献 	温室効果ガス削減率 FY25: 25%削減(対FY18) FY30: 50%削減(対FY18)	80-100億円相当のリスク。軽減を目指した施策を実行
	<ul style="list-style-type: none"> 製造工程水使用量削減 水源の森林整備 	水使用量削減率 ¹ FY30: 80%削減(対FY05) 飲料使用水森林涵養率 FY25: 100%以上	
資源循環型社会構築	<ul style="list-style-type: none"> リデュース: 包材コンパクト化等 リサイクル: モノマテリアル産材転換 産官連携成果技術の共有 	プラスチック廃棄物 FY30: ゼロ化	
	<ul style="list-style-type: none"> 製造工程歩留まり改善 有効活用先拡大 	フードロス削減率 ² FY25: 50%削減(対FY18)	
サステナブル調達	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能なコーヒー豆、パーム油、紙、大豆、牛肉の調達 「動物との共生に関するグループポリシー」に沿った調達 	持続可能な調達比率 FY30: 課題原料100%	

1: 対生産量原単位削減率 2: 原料受け入れからお客様納品まで (Scope 1)

(2) 日本でのサステナビリティに関する情報開示の現状②

□ 気候変動に関する開示については、TCFDの枠組みに基づき、設定したシナリオの内容や各シナリオの分析結果について具体的に記載する事例も現われている。

シナリオ分析

シナリオ設定

●シナリオ分析とは

気候関連リスクと機会を正しく認識した上で、現在の事業戦略に及ぼす影響を評価し、将来の事業戦略策定に活用していくものです。当社は、気候変動の影響を大きく受ける可能性のある事業であるため、以下の2つのシナリオを設定しました。

設定しました。

いずれのシナリオも国際エネルギー機関(IEA)が公表しているシナリオをベースとしつつ、カーボンプライスについては2°C目標達成の実現性を高めるために主要排出国に共通で導入されることを前提として分析を実施しました。

設定シナリオ		2°Cシナリオ	4°Cシナリオ
参照シナリオ	移行面	国際エネルギー機関(IEA)による移行シナリオ ●「持続可能な発展シナリオ(SDS)」 ^{※1} ●「2°Cシナリオ(2DS)」 ^{※2}	国際エネルギー機関(IEA)による移行シナリオ ●「新政策シナリオ(NPS)」 ^{※1} ●「参照技術シナリオ(RTS)」 ^{※2}
	物理影響面	国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)による気候変動予測シナリオ ●「代表的濃度経路シナリオ(RCP)」 ^{※3}	
社会像		今世紀末までの平均気温の上昇を2°C未満に抑え、持続可能な発展を実現させるため、大胆な政策や技術革新が求められる。脱炭素社会への移行に伴う社会変化が、事業に影響を及ぼす社会を想定。 ●全世界/産業共通のカーボンプライス ^{※4} ●自動車販売に占める電動車比率拡大	パリ協定に則して定められた約束草案などの各国政策(新政策)が実施されるも、今世紀末までの平均気温が4°C程度上昇する。温度上昇等の気候の変化が、事業に影響を及ぼす社会を想定。 ●洪水被害の発生回数増大 ●海面の上昇

※1 出典：IEA「World Energy Outlook 2018」 ※2 出典：IEA「Energy Technology Perspectives 2017」 ※3 出典：IPCC「第5次評価報告書」

※4 国によってカーボンプライスが異なる場合、CO₂排出規制が厳しい国の産業と緩やかな国の産業との間で競争力に差が生じ、その結果としてカーボンリーケージ(悪い国の生産・投資が縮小してCO₂排出量が増える一方、緩やかな国の生産・投資が拡大してCO₂排出量が増加する)を引き起こすこととなります。参照シナリオであるSDSでは、先進国と一部途上国のカーボンプライス導入が想定されています。当社は、SDSを踏まえ、2°C目標達成の実現性を高めるために、主要排出国に共通でカーボンプライスが導入されることを前提として2°Cシナリオを設定しました。

●分析対象事業と期間

JFEスチール:鉄鋼事業、JFEエンジニアリング:エンジニアリング事業、JFE商事:商社事業を対象とし、一部グループ会社の事業も含めてシナリオ分析を実施しました。また、分析対象期間は2050年までとしました。

●日本鉄鋼連盟「長期温暖化対策ビジョン」との整合性

日本鉄鋼連盟で策定した「長期温暖化対策ビジョン」は、2100年までを見据えた最終的な「ゼロカーボン・スチール」への挑戦を意味するものです。一方、当社グループのシナリオ分析の対象期間は、長期的な挑戦の途中段階において、当社グループの事業戦略の強靭性を確保していくことを企図して、2050年に設定しました。

事業に影響を及ぼす重要な要因の選定プロセス

●重要なリスク機会・要因の選定プロセス

STEP1: 対象事業に影響を及ぼす要因をバリューチェーン上で俯瞰して整理

STEP2: 要因を網羅的に俯瞰した上で、「要因に与える影響度」と「ステークホルダーの期待と懸念」を勘案し、特に重要な要因を選定

	2°Cシナリオ	4°Cシナリオ
調達への影響		⑤気象災害多発による原料調達不安定化
直接操業への影響	①鉄鋼プロセスの脱炭素化 ②鉄スクラップ有効利用ニーズの高まり	⑥気象災害による拠点損害
製品・サービス需要への影響	③自動車向け等の鋼材需要の変化 ④脱炭素を促進するソリューション需要の拡大	⑦国土強靭化

影響度 × ステークホルダーの期待と懸念 → 重要な要因の選定

重要な要因の選定軸: ●影響度(リスク機会が発生する可能性×発生した場合の影響の大きさ) ●ステークホルダーの期待と懸念

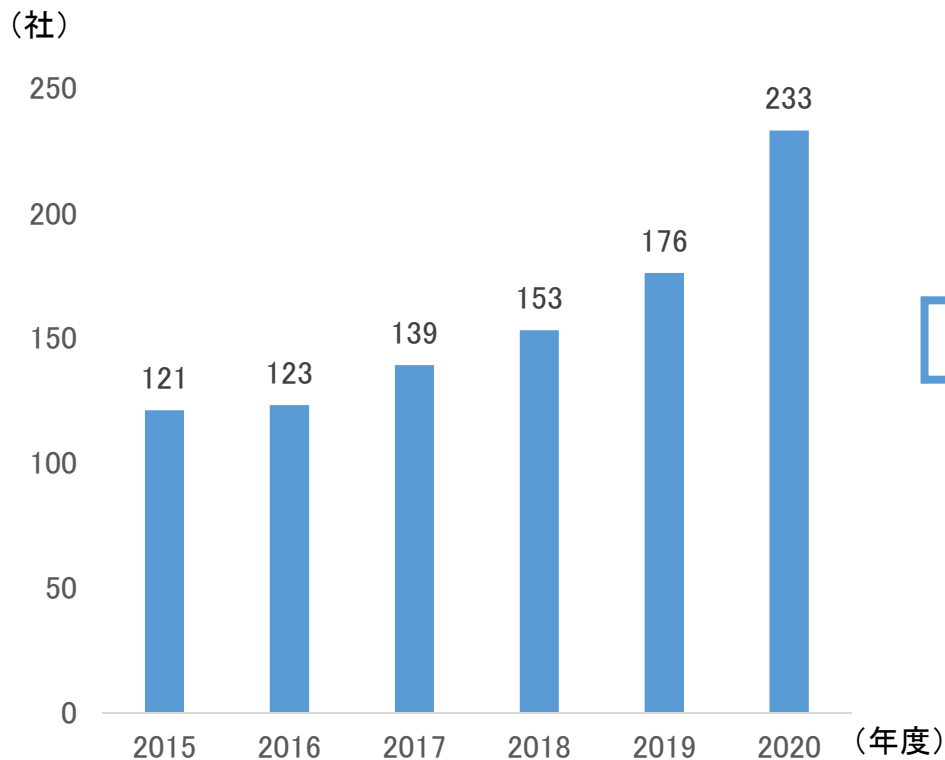
シナリオ分析結果

	社会の変化・変化への対応	JFEグループに対するステークホルダーの期待と懸念	評価結果
2°Cシナリオ 重要な要因① 鉄鋼プロセスの脱炭素化	鉄鋼プロセスに対する社会的な脱炭素要求の高まり 大規模な脱炭素を実現する革新技術の導入 カーボンプライスの導入	●革新技術で大きく貢献 ●革新技術導入のための投資負担の増加 ●カーボンプライス導入による操業コスト増加	【機会】 ●既存技術に加えて革新技術を開発・実装 【リスク】 ●革新技術導入の投資負担は可能 ●カーボンプライスは世界共通で導入されコスト競争力は維持
2°Cシナリオ 重要な要因② 鉄スクラップ有効利用ニーズの高まり	炭素排出量が小さい電炉鋼への注目の高まり 電炉鋼の期待の高まり スクラップ発生量の増加	●電炉鋼による転炉鋼の代替 ●JFEグループにおける電炉鋼生産の拡大	【機会】 ●スクラップ供給量に制約があり、転炉鋼生産は増加 ●電炉鋼生産、電炉エンジニアリングの拡大 ●スクラップ物流ビジネスが拡大
2°Cシナリオ 重要な要因③ 自動車向け等の鋼材需要の変化	EVモーター増加 内燃機関減少 軽量化でマルチマテリアル化 自動車に求める需要の変化	●EVモーター用の電磁鋼板需要が増加 ●内燃機関の減少で特殊鋼需要が減少 ●マルチマテリアル化による自動車向け鋼材の代替	【機会】 ●EV化で電磁鋼板の需要増加 ●自動車販売台数の増加で特殊鋼需要増加 ●自動車用高強度鋼板の需要増加 ●鋼材のリサイクル性に再注目
2°Cシナリオ 重要な要因④ 脱炭素を促進するソリューション需要の拡大	素材への環境性能要求の高まり 脱炭素・リサイクル性要求	●鋼材へのさらなる脱炭素・リサイクル性要求	【リスク】 ●マルチマテリアル化の影響は限定的
2°Cシナリオ 重要な要因⑤ 脱炭素を促進するソリューション需要の拡大	脱炭素社会への移行 移行を促進するソリューション需要の拡大 省エネ技術の海外展開	●再生可能エネルギー発電プラント ●日本で開発・実用化した先進省エネ技術(BAT)の、途上国などにおける低炭素ビジネス(エコソリューション)	【機会】 ●再エネ(バイオマス、地熱、太陽光発電)プラントの一貫施工・運営 ●ごみ焼却炉、プラスチックリサイクルプラントの一貫施工・運営 ●CO ₂ -OCS設備の一貫施工 ●低炭素ビジネスの海外展開
4°Cシナリオ 重要な要因⑥ 気象災害多発による原料調達不安定化	気候上昇に伴う気象災害の激甚化 原料調達不安定化	●原料調達の不安定化	【リスク】 ●具体的対策を推進中「代替調達・ソース分散」「設備能力増強」
4°Cシナリオ 重要な要因⑦ 気象災害による拠点損害	気候上昇に伴う気象災害の激甚化	●台風や大雨による被害増加 ●洪水被害増加 ●海面上昇による浸水被害発生	【リスク】 ●洪水・浸水対策などは既に実施中 ●海面上昇による浸水影響は対応可能レベル
4°Cシナリオ 重要な要因⑧ 国土強靭化	気候上昇に伴う気象災害の激甚化 インフラ強化の重要性増大 災害対策製品の需要増加	●インフラ強化に資する鋼材・関連製品で貢献	【機会】 ●鋼材・関連製品でインフラ強化

(2) 事業等のリスクとしての人権の意識

- 近年、有価証券報告書において「人権」に言及する企業が増加。特に「事業等のリスク」において記載する企業が急増。

有価証券報告書における
「人権」キーワード記載企業数



有価証券報告書における「人権」キーワード
記載箇所の推移

	2018	2019	2020
経営方針、経営環境及び 対処すべき課題等	43	56	80
事業等のリスク	23	30	80
コーポレートガバナンスの状況	72	92	112

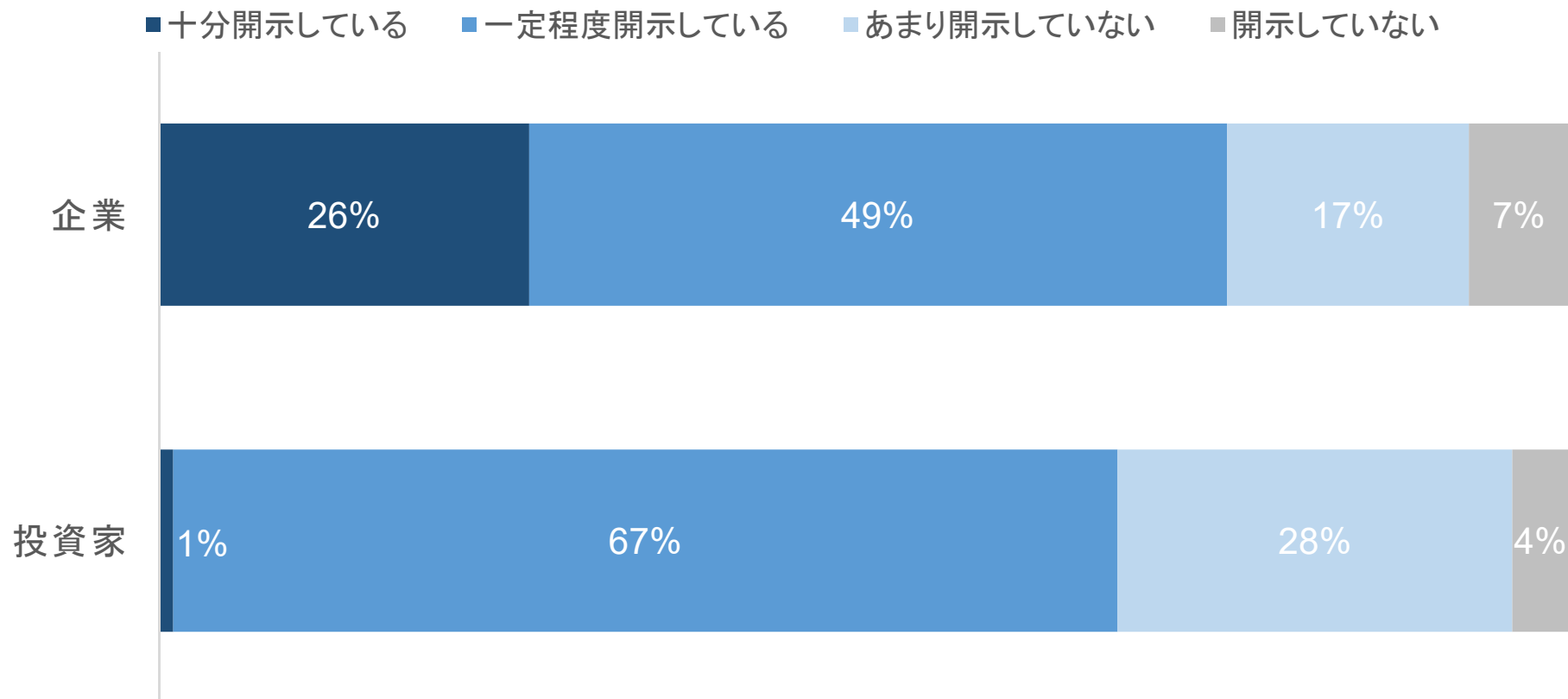
(注) 調査対象は、決算期が2019年4月1日～2020年3月31日までの有価証券報告書

(出所) (株) ディスクロージャー&IR総合研究所「法定開示書類にみるESG Vol.15～ 人権」(2020年12月23日発行)より金融庁作成

(2) サステナビリティ開示に関する企業・投資家の意識

□ ESGへの取組みに関する情報開示に関し、「十分開示している」と回答している企業は26%であるが、「十分開示している」と回答した投資家は1%である。

ESGへの取組みに関する情報開示は十分と考えるか（1つのみ）



(注) 回答は上場企業540社、投資家104社

(出所) 一般社団法人生命保険協会 「生命保険会社の資産運用を通じた「株式市場の活性化」と「持続可能な社会の実現」に向けた取組について(2020年4月)」より金融庁作成